公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

日整広報 Feel!Go! VOL. 240

2017 / 01 新年号

Judo therapy 世界への飛躍

公益社団法人日本柔道整復師会

www.shadan-nissei.or.jp

表紙解説『Feel!Go!』について

「Feel」と「Go」という２つの単純明瞭な英語単語自体の意味については改めて記すまでもありませんが、中学生でも分かる「感じる」と「行く」という意味です。そして、それぞれに『！』という感嘆符をつけて言い放つスタイルを採ることで、全ての柔道整復師が共に連携してほしいという願いを込めました。

この「Feel／感じる」という単語自体は、主に感覚的な意味を持ちますが、ただ「聞こえる・hear」や「見える／see ・ sight」といった受動的で漠然とした「どこからともなく聞こえてしまう」や「目を開けていたら自然と目に入ってくる」という意味合いの「見える」ではなく、むしろ自らが進んで積極的に注意深く「聴く／listen」や、「注目する／watch」といった能動的な意志と方向性をもった感覚として捉えています。

また、「行う」についても、目指す目的やポイントも定めずに、何となく行う「do」ではなく、あえて明確な方向性を示した「Go」を選びました。

それは、この激動変化の時代の流れの中で、我われ柔道整復師がどうあるべきかを示す指針であるべき「広報誌」の根本を見つめ直す作業が今こそ必要だと考えたからです。身の回りで起こるさまざまな変化に対しても、ただ漠然と「感じる」のではなく、その先に何が起こり、何をすべきかを考えられるようにするために「感じ取る」ことを目指さねばならないとの思いを込めています。そして、まずはタイトル、装丁、コンテンツを変えていこうということになりました。

また、そこには柔道整復師としての「手技」と同様に、整復や固定の技術をただ押し付けるのではなく、環境と状況を感じ取り、的確に適応させるためにさまざまな思考を巡らせる必要があるという方向性とも重ねています。

更には、いくら考えたとしても実行が伴わない思考では、決定にも、実行にも至らずに、その結論としては“何も起らない”ことになってしまいます。さまざまな事柄に対し、自らは何もせず、目の前を通り過ぎるのを待つ時代は過去のものです。自ら一歩前に歩み出て、そこで全身で感じ取り、あれやこれやと考えて、最善の方法を模索し決定する。その目的に向かって、やるべきことを躊躇することなく確実に実行するという姿勢は、正に現在の日整執行部が進めようとしている「改革の指針と姿勢」そのものです。それを今回タイトルに織り込んでみたというわけです。

更に、文字デザインには、「Feel」には滑らかな鳥（隼）の羽の如き柔整手技の滑らかさを重ね、鳥の翼の羽先と指先を重ねたデザインにして、日本全体を束ねる日整のオールジャパンの「J」の形で表現してみました。

また、「Go」部分では、スピード感と永き伝統を現した長く伸びた腕の先には「実行」を意味する「起動スイッチを押す指」が繋っています。

この停滞した時代を打ち破るため、日整は情報を発信し、広報から業界を変えていこうと思います。さあ、新しい時代に向かい、皆でそろって一歩前へ進みましょう！

目次

2017 新年号

巻頭言
2 炎の如く熱く
会長　工藤　鉄男

年頭所感
4 内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久
日本医師会会長　横倉　義武

新春インタビュー
11 明るい未来に向けて　業界はどう変わるべきか
制度改革・教育改革の年に

平成28年度　全国保険部長会議報告
25 改革の扉はひらかれた
ステータスの更なる向上へ

特別連載
28 柔道整復師のための楽しい統計学

30 モンゴル国日本伝統治療（柔道整復術）普及事業祝賀会
国際貢献10年の歩み　盛大に祝う

37 日整合同部会
国民の利益第一の業界に

39 柔道グランドスラム東京2016

40 グローバルフェスタ JAPAN 2016
JICA草の根技術協力事業（パートナー型）事業完了報告会

41 第64回全日本産業別柔道大会

42 理事会だより

45 会務執行状況

46 平成28年度日整主催学術大会一覧・周年記念式典の開催日

47 本の紹介
本当にあった医学論文

48 第41回近畿学術大会　奈良大会

50 第51回東海学術大会　岐阜大会

53 日整「インフォメーション」からご覧いただけます

54 日整文芸

55 四季の風

※未来展望は今回お休みいたします。

●WebPage　日整ホームページ http://www.shadan-nissei.or.jp/
トップページの最新情報、健康情報誌「日整広報Feel!Go!」VOL.240または「日整広報誌バックナンバー」から入り当ナンバー広報誌をクリックしてご覧ください。QRコードもご利用ください。

炎の如く熱く

公益社団法人日本柔道整復師会
会長 ◆ 工藤　鉄男

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、恙なく新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年は『酉（とり）年』です。干支（えと）の十干（じっかん）は「丁（ひのと）」で「火（ひ）」の「弟（おとうと）」という意味を持ち、十二支の「酉（とり）」は、夜（低迷した時代）を抜けて、夜明け（新たな時代の到来）を知らせて鳴くことから縁起が良いと言われています。干支の意味合いの「火」と「鳥」という二つを合わせれば、灰の中から生まれ永遠の命を持つといわれる「火の鳥」＝『不死鳥（フェニックス）』となります。

不死鳥といえば、終戦当時、日本中が身も心も、そして国土さえも見渡す限りが焼け野原と化した状態から生き残ることができた先人達が、決して下を向くことなく不屈の魂で、日本人の生活、文化、習慣を、住み慣れた町に戻すため必死になって復興し、正に不死鳥のようにこの国を蘇らせ、今の平和な国を創り上げました。もちろん、日本という国の実生活に合わない急激な近代化もありましたが、大きな節目となった年（昭和20年）も、やはり酉年でした。

そして、ギリシャ等の財政危機が顕著になると、徐々にグローバル化の弊害として各国で起こった格差問題が沸点を超え、昨年はイギリスの「EU離脱」が国民投票で決定し、自国のみの保護的思考と排他的過激発言を繰り返した不動産王のトランプ氏が「次期アメリカ大統領に決定」するなど、予想に反する大きな出来事が起こりました。それらが何も解決しないまま今年へと繋がっているのですから、今年は間違いなく大きな変化と波乱の一年になることが予想されます。更に今年は、フランス・ドイツ等をはじめ、世界中の主要各国でもリーダーの交代が既に見えてきています。日本は現在の政権が安定しておりますが、酉年の今年は、このように大きな変化のある年、大きく世の中が変わっていく可能性を秘めた油断のできない一年となるだろうと考えています。

とはいえ、今年は『丁酉（ひのと・とり）＝「火の鳥」』の年であると同時に、明るい陽が差し込む「夜明けを告げる」年回りでもあります。そう考えますと、我が業界では正に今年はこれまでの「間違った流れ」を止め、「正しい秩序を取り戻す」ために、新たな柔整の「制度改革」と「教育改革」が動き出し、大きな実りとしての変化を迎える年になると言ってもよいでしょう。

もちろん、こうした激変期には、用意された確実なものはありません。一歩先の予測も決断も難しいという一面があります。しかし、柔整業界がこれまで何度も苦境に立たされながらも、精力善用・自他共栄を旨に社会貢献する『利他』の精神を中心として突き進んだ先には、必ず「道」は拓かれてきました。大切なことは、『不確かなときこそぶれないこと』これまでの『軸をしっかりと貫いていくこと』だと思っています。

振り返れば、これまでの柔整業界は科学や経済という分野からの攻撃に対して、あまりにも無防備でした。幾度となく業界の秩序を崩壊させるような異文化からの仕組みが導入されたときにも、ただの一言も文句を言うことなく黙って受け入れてきました。結果的には、業界が最も大切にしてきたはずの患者さん、地域住民にまで迷惑を掛けてしまうような事態となったのは紛れもない事実です。そして、この四半世紀の間に、柔整という日本古来から連綿と続く伝統医療、地域の生活・文化には何の興味も無く、ただ「己の懐を肥やす」ことを最優先する利益至上主義者によって、柔整業界の制度が悪用され、ある意味で焦土とされて

しまったのです。こうした現状をこれ以上放置することなく、柔整業界の核となる「受領委任制度」と、未来の柔整業界を担う若者たちに今一度“魂を吹き込む”ための「教育改革」によって、今年こそ正さねばなりません。そして、本来、地域に住む人びとのために提供され、この国の隅々にまで伝え広められてきた柔整の技術と精神を、もう一度「正しいあるべき姿」に戻すことが求められています。

その制度改革ですが、本年４月以降には、まず【公的審査会の権限強化】が動き出します。これは、日本中の柔整審査会に共通する統一された審査基準を作り、それによって公的審査会が「審査」をするだけでなく、疑義についての「調査」までも可能にするというものです。これを一刻も早期に稼働させ、業界から「不正の“排除”だけでなく、それらを“未然に防ぐ”」こと、更には業者委託による不必要な二次点検等をも無くし、“余計な受診抑制の排除”も可能にします。

次に【施術管理者の要件強化】ですが、公的保険が国民の保健のために創られた制度であるという大前提を踏まえ、国家資格取得までまったく保険業務の経験がない者にまで、ただ届出と登録だけで保険請求が可能になる「施術管理者」を認めている現状を鑑みて、今後は「３年間の実務経験」を条件に加え、更に、その下地に持つべき倫理観を涵養させていくための「研修」の実施も組み込みます。昨年、この枠組みについては既に検討専門委員会において確認済みですが、本年はその中身を詰めていくことになります。一日も早く、できるなら年内に実行されるように日整執行部は一丸となって挑ませていただく所存です。

更に、この柔整業界改革は、柔整業界のみならず柔道整復師を養成する教育業界にも波及していることはご承知のとおりです。この教育改革は、来年（平成30年）４月の実施が既に決定していますが、今年中には養成校業界にも、本来あるべき姿への予兆的変化が始まると思われます。そして、柔整業界における大きな規制緩和として、平成10年以降増え続けてきた養成校ですが、今後は“地域に貢献する真の柔道整復師を養成して世に輩出する”という理念と情熱のある教育機関こそがその存在価値を現し、養成校業界のリーダーとなって柔整業界と共に歩んでいくことを期待したいと思います。

そして、本年は今まで汗して進めてきた柔整業界改革が具現化する年となります。それは、公益社団日整の会員を中心とした「正しい施術と請求」をする柔道整復師に明るい陽（「正しい評価」）が当たれば、その結果、「正しい経済的な向上」が期待できることは、昨年の料金改定で証明されています。これからも「正しい柔整」を“牽引”し、時には“後押し”をして、日整会員の皆様の“力”になれるよう頑張る所存でおります。同時に、それこそが柔整業界全体の底上げに繋がると確信しています。

今年は「火の鳥」の年ということにちなみ、公益社団日整は『それが飛ぶ時には、その徳によって雷も嵐も起こらず、河川も溢れず、草木も揺れず、他も皆その後をついて飛ぶ』とされる瑞鳥の「鳳凰（ほうおう）」となって、強いリーダーシップを発揮して他を導き、社会から信頼される業界の再構築のため、“炎”の如く熱い志で精進したいと考えています。

最後に、本年も当会会員とそのご家族の皆々様の益々のご健勝ご多幸をご祈念申し上げるとともに、柔整業界が明るい未来を感じられる“よき年”となりますよう、重ねてご祈念を申し上げ、新年の挨拶といたします。

透かし文字に込めた想い

今回の透かし文字には、「鳳凰（ほうおう）」を入れました。如何なる困難が眼前を塞ごうとも、公益社団法人日本柔道整復師会は、柔整業界の最も中心で構え、すべての柔道整復師の模範となり、全てを導くという気概をも込めて、今年の干支より火の鳥・不死鳥からさらに転化させた瑞鳥である「鳳凰」の二文字を選びました。

年頭所感

自由民主党総裁　内閣総理大臣　安倍　晋三

あけましておめでとうございます。

昨年、自由民主党は参議院選挙でアベノミクスを一層加速せよとの力強い信任をいただき、安定した政治基盤のもと、経済、外交において力強く政策を前に進めることができました。皆様方のご支援・ご協力に心より厚く御礼申し上げます。

「わが国の　たちなほり来し　年々に
　あけぼのすぎの　木はのびにけり」

30年前の新春、昭和62年の歌会始における昭和天皇の御製です。

戦後、見渡す限りの焼け野原の中から、わが国は見事に復興を遂げました。昭和天皇がその歩みに思いを馳せたこの年、日本は、そして世界は、既に大きな転換期に差し掛かっていました。

出生数が戦後最低を記録します。経済はバブル景気に沸きましたが、それは、長いデフレの序章となりました。世界では、米ソが中距離核戦力の全廃に合意し、冷戦が終わりを告げようとしていました。

あれから四半世紀の時を経て、急速に進む少子高齢化、こびりついたデフレマインド、厳しさを増す安全保障環境。わが国が直面する、こうした課題に、わが党は、この４年間、全力を挙げて取り組んでまいりました。

私たちが政権を奪還する前、「日本はもはや成長できない」、「日本は黄昏を迎えている」といった、未来への不安を煽る悲観論すらありました。

しかし、決して諦めてはならない。強い意志を持ち、努力を重ねれば、未来は、必ずや変えることができる。自由民主党は、さらに未来への挑戦を続けてまいります。

本年は、日本国憲法施行70年の節目の年にあたります。

「歴史未曽有の敗戦により、帝都の大半が焼け野原と化して、数万の寡婦と孤児の涙が乾く暇なき今日、
　如何にして『希望の光』を彼らに与えることができるか…」

現行憲法制定にあたり、芦田均元総理はこう訴えました。そして、先人たちは、廃墟と窮乏の中から、敢然と立ち上がり、世界第三位の経済大国、世界に誇る自由で民主的な国を、未来を生きる私たちのため、創り上げてくれました。

今を生きる私たちもまた、直面する諸課題に真正面から立ち向かい、未来に不安を感じている、私たちの子や孫、未来を生きる世代に「希望の光」を与えなければならない。未来への責任を果たさなければなりません。

女性も男性も、お年寄りも若者も、障害や難病のある方も、一度失敗を経験した人も、誰もが、その能力を発揮できる一億総活躍社会を創り上げ、日本経済の新たな成長軌道を描く。

激変する国際情勢の荒波の中にあって、積極的平和主義の旗をさらに高く掲げ、日本を、世界の真ん中で輝かせる。

そして、子供たちこそ、わが国の未来そのもの。子供たちの誰もが、家庭の事情に関わらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができる。そういう日本を創り上げてまいります。

私たちの未来は、他人から与えられるものではありません。私たち日本人が、自らの手で、自らの未来を切り拓いていく。その気概が、今こそ、求められています。

2020年、さらにその先の未来を見据えながら、本年、自由民主党は、国民の皆様と共に、新たな国づくりを本格的に始動します。この国の未来を拓く一年とする。そのことを、この節目の年の年頭にあたり、強く決意しております。

最後に、本年が、国民の皆様一人ひとりにとって、実り多き、素晴らしい一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

年頭所感

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（はじめに）

平成29年の新春を迎え、心よりお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣に就任してから約２年４ヶ月が経過しました。その間、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期すべく努力してまいりました。引き続き、私自身が先頭に立って、様々な課題に全力で立ち向かう決意を新たにしています。

（１億総活躍）

昨年６月、「ニッポン１億総活躍プラン」が閣議決定されました。まずは50年後も人口１億人を維持し、その一人ひとりの人生を豊かにしていくことを目指し、男性も女性も、高齢者も若者も、障害者や難病のある方も、一度失敗を経験した方も、あらゆる方がそれぞれ活躍できる包摂的な社会の実現に取り組みます。そして、回り始めた経済の好循環を更に加速化させ、経済成長の成果を子育てや介護などの社会保障分野に分配し、更に成長につなげる「成長と分配の好循環」を構築していきます。

（働き方改革）

働き方改革は、１億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジであり、日本の企業や暮らし方の文化を変えるものです。「働き方改革実行計画」の年度内の取りまとめに向けて、働き方改革担当大臣ともしっかり連携して確実に取り組みます。

長時間労働の是正については、私を本部長とする「長時間労働削減推進本部」において、平成28年４月から、監督指導の対象を従来の月100時間超から月80時間超の残業を把握した全ての事業場に拡大するなど、法規制の執行強化に取り組んでいます。今後、働き方改革実行計画において、実効性のある対策が取りまとめられるよう、検討を進めていきます。

公正な評価に基づく「同一労働同一賃金」の実現は、非正規雇用の方々の処遇改善による女性、若者、高齢者等の能力の発揮につながるとともに、働く個々人の納得性を高めることになり、一人ひとりが輝く社会とするために重要です。このため、どのような待遇差が合理的であるか又は不合理であるかを事例等で示す昨年末のガイドライン案に引き続き、今後は、必要な法改正に向け、躊躇することなく準備を進めていきます。

企業の生産性向上の実現に向けて、生産性要件の設定や金融機関との連携などの労働関係助成金の抜本改革や、人材育成の充実、成長産業への転職や復職の支援を進めていきます。

雇用保険制度については、昨年８月に閣議決定された「経済対策」のほか、働き方改革の観点からも人材育成の充実が重要であること等を踏まえ、制度全般の見直しについて議論を行ってきました。職業紹介事業の機能強化や求人情報等の適正化と併せ、必要な制度改正に取り組みます。

生涯現役社会の実現に向けた環境整備のため、今年度中に策定する継続雇用延長・定年引上げのためのマニュアルの普及や、65歳以上への定年引上げ等を行う事業主に対する支援を進めていきます。また、ハローワークの高齢者専門窓口の増設などにより、働きたいと願う高齢者の希望を叶えるための支援を一層進めていきます。

さらに、本年１月から施行された改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法の周知徹底に取り組むとともに、保育所に入れない場合の育児休業期間の再度の延長や、男性の育児休業取得促進について検討を進めていくほか、女性の活躍を一層推進していきます。

（持続可能な社会保障制度の確立）

今後も高齢化が進展していく中で、社会保障制度を持続可能なものとして次世代に引き渡していく「未来への責任」を果たすべく、安定財源を確保して、制度の充実・安定化を図るとともに、重点化・効率化に取り組みます。

平成29年４月に予定していた消費税率の10％への引上げは、平成31年10月まで延期されることとなりました。そのため、消費税財源を活用して行う社会保障の充実については、その全てを予定どおりに行うことは困難ですが、待機児童ゼロや介護離職ゼロを目指した保育・介護の受け皿整備は、着実に進めます。また、先般の臨時国会において、年金の受給資格期間の10年への短縮を行う法案が成立しましたが、その他の施策についても、優先順位をつけながら、実施していきます。

さらに、経済財政諮問会議において策定された「経済・財政再生計画改革工程表」を踏まえ、引き続き、医療・介護提供体制の適正化や疾病予防・健康づくり、負担能力に応じた公平な負担や給付の適正化等に取り組みます。

（医療）

本年は、地域医療構想の実現に向けた取り組みを具体的に始める年です。構想の策定過程で抽出した課題に立ち戻り、地域の医療提供体制をどうしていくのか、地域医療構想調整会議において、関係者の間で協議を行うことが期待されます。厚生労働省としても、地域医療介護総合確保基金により支援していきます。また、本年は、都道府県において、平成30年度から始まる医療計画を策定する年です。今回の医療計画では、地域医療構想を取り込み、医療提供体制のビジョンを示すものとなります。さらに、新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方のビジョンを策定し、医師・看護職員等の需給推計や、医師の偏在対策、看護職員の養成・確保等について、検討を進めていきます。

平成30年度に予定されている診療報酬と介護報酬の同時改定に向け、地域包括ケアシステムの構築やAI・IoT、ロボット等の革新的技術について、十分なエビデンスの下に活用を推進すること等の検討を進めていきます。また、国民皆保険の持続性とイノベーションの推進の両立を図り、より一層の国民負担の軽減と医療の質の向上の実現を目指して、医薬品の市場規模拡大による影響や競合品・後発品の収載による影響を機動的に薬価に反映させるとともに、新たなイノベーション評価の仕組みを導入するなど薬価制度の抜本改革に取り組みます。あわせて、平成30年度に迫った国保の財政運営の都道府県単位化に向けた準備に万全を期していきます。

予防・健康づくりの推進や医療の質の向上により、医療保険制度を持続可能なものとするためには、保健医療のパラダイムシフトを実現し、ICTをフル活用する次世代型の保健医療システムを構築することが重要です。2020年度からの本格稼働を目指し、その構築に取り組みます。

まずは、膨大な健康、医療、介護データの眠る審査支払機関を今までの「業務集団」から「頭脳集団」に改革し、健診、医療、介護情報を統合し、民間も含めた第三者提供を可能とする総合的な保健医療データプラットフォームの構築に取り組みます。また、それらのビッグデータを活用し、効率的なデータヘルスを推進するとともに、介護保険総合データベースの抜本的改革に向けた調査・研究を行い、重度化防止、自立支援に資する「科学的に裏付けられた介護」の実現に取り組みます。それらの取組によって、保険者の主体的な保険運営を促進し、保険者機能を強化していきます。

さらに、ICTを活用し、医療・介護データの地域及び全国における共有などの取組を進め、個人の症状、体質に応じた迅速かつ正確な治療などの実現に取り組みます。

（国際保健）

国際保健分野については、昨年、様々な国際会議の場で日本のリーダーシップとプレゼンスを発揮してきました。特に、５月のG7伊勢志摩サミットでは重要課題の一つとして「保健」を取り上げ、これに続く９月のG7神戸保健大臣会合では、公衆衛生危機への対応と備えのためのグローバル・ヘルス・アーキテクチャーの強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、薬剤耐性の対応強化の３点について、各国との議論を主導し、具体的な行動を「神戸コミュニケ」として採択しました。また、８月にケニアで開催された第６回アフリカ開発会議や９月の国連総会でも、保健が大きく取り上げられました。私は、厚生労働大臣として初めて、これらの会議に出席し、我が国の経験を踏まえ、積極的に議論に参画しました。本年も、G7、G20、WHO、OECDなどの場で、国際社会の議論を主導し、国際保健分野の課題に対する取組をさらに推進するとともに、それを支えるための国内の人材育成等にも取り組みます。

薬剤耐性（AMR）は全世界的に共通課題として認識されています。昨年４月に我が国のAMR対策アクションプランを策定し、今後５年間で実施すべき事項をまとめました。本プランにおいては、抗菌薬の総使

用量を５年間で３分の２に減少させることを目標に掲げています。その達成に向けて、医療、獣医療、畜水産等の分野が一体となって行動するというワンヘルスの観点から、国民への普及啓発による適切な服薬の推進や、医療機関における抗菌薬適正使用の推進などの取組を、関係省庁と連携して進めていきます。

（がん対策）

昨年、難治性がんや希少がんの研究推進、がん患者の就労支援などを内容とするがん対策基本法の改正がされました。この改正を踏まえ、社会全体ががんに対して理解をさらに深めるよう、取組を進めていきます。

また、がん克服のための構想を今夏を目途に策定します。この構想に基づき、国境の壁を越え、官民や研究者が一体となって、人工知能の開発と活用を進め、ゲノム情報等に基づき患者にとって効果が高く副作用の少ないがん治療の実現を図るとともに、臨床データや研究データの標準化や共有化を進めるための基盤整備を行うことにより、免疫療法等の新たな治療法の開発を推進していきます。

（受動喫煙防止対策）

受動喫煙防止対策の強化については、健康増進の観点に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピックや、その前年に開催されるラグビーワールドカップを契機に、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とし、スモークフリー社会に向けた歴史的な一歩を踏み出せるよう、具体的な制度設計を進めていきます。

（安全な医薬品等の提供、食品安全・生活衛生）

今般の化血研における事案を契機として明らかになった、ワクチンと血液製剤の安定的な供給に関する課題に対処するため、これらの産業の在り方や、法令遵守を徹底するための企業ガバナンスの強化等を検討していきます。

医薬品等に関しては、先駆け審査指定制度の運用等により革新的な製品の迅速な提供を推進していきます。また、大規模な医療情報の収集・解析に医療情報データベースシステム（MID―NET）などのICTを活用し、医薬品等の安全性を高めるための検討を進めていきます。

水道施設の計画的更新や耐震化、広域連携の推進等、水道事業の基盤強化に向けた制度改正に取り組むとともに、生活衛生関係営業の振興やいわゆる「民泊サービス」の制度化に併せた旅館業の規制緩和を進めていきます。また、輸入食品に対する監視体制の強化等、引き続き食品の安全性確保等に取り組みます。

（子育て支援、児童虐待の防止）

安全、安心に妊娠、出産、子育てができるよう、総合的子育て支援を推進していきます。待機児童の解消に向け、質の確保を図りつつ保育の受け皿を更に整備するとともに、保育人材を確保するため、技能・経験に応じた処遇改善や離職防止、再就職支援などに総合的に取り組みます。また、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター」の全国展開、不妊治療への支援なども進めます。さらに、ひとり親家庭を支援し、子どもの貧困に対応していきます。

全ての子どもには、適切な養育を受け、健全に育つ権利があります。昨年抜本的な改正を行った児童福祉法の着実な施行に取り組むとともに、平成23年の「社会的養護の課題と将来像」の全面的な見直しを進めていきます。児童虐待防止対策については、昨年４月から厚生労働省が総合調整を担うこととなったことを踏まえ、関係府省庁と連携して、発生予防から自立支援まで一連の対策に取り組むほか、司法関与の在り方などについても検討を進めていきます。

（介護）

介護については、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、介護保険制度の持続可能性の確保を図るため、保険者によるデータに基づく課題分析と対応の制度化、認知症施策の推進、給付内容や利用者負担の見直しなど介護保険制度の見直しを進めていきます。

また、介護人材の確保に向けて、技能・経験に応じた処遇の改善に取り組むとともに、介護福祉士を目指す学生を対象とした修学資金貸付制度や仕事を離れた人が再就職する際の再就職準備金貸付制度などのほか、介護現場におけるICTやロボットの活用を推進していきます。

（障害者福祉）

障害者の皆さんが自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活や就労に対する支援を充実させるほか、グループホームの整備などに取り組みます。昨年７月に相模原市の障害者支援施設で起こった殺傷事件

に関しては、地域共生社会の推進に向けた取組を進め、措置入院から退院した患者に対する医療等の継続的な支援が確実に行われるよう対応していきます。

（自殺対策）

昨年４月から厚生労働省が総合調整を担うこととなった自殺対策については、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、自殺総合対策会議において、本年夏頃を目途に新たな自殺総合対策大綱を策定できるよう検討を進めていきます。

（生活保護・生活困窮者施策）

生活保護については、必要とする人には確実に保護を実施するという基本的な考えの下、受給者の自立に向けた就労支援や医療扶助の適正化に取り組むとともに、生活保護基準の検証と、制度全般の検討を行い、必要な見直しに取り組みます。

生活困窮者自立支援制度については、就労準備支援事業や家計相談支援等の任意事業の実施拡大を始めとして効果的な自立支援のノウハウを拡げつつ、さらに包括的な相談支援や就労支援等となるよう、平成27年度の施行から３年を目途とした見直しの検討を行います。

（地域共生社会の実現）

今後の保健福祉改革を貫く基本コンセプトとして、地域や個人の抱える課題を多様な主体が「我が事」として受け止め、「丸ごと」支えていく「地域共生社会」の実現を掲げ、取組を加速化していきます。次期介護保険制度の見直しにおける介護保険と障害福祉にまたがる「共生型サービス」の創設等を皮切りに、2020年代初頭の「我が事・丸ごと」の全面展開に向け、地域住民による支え合い機能の強化や、複合的課題に対応する包括的支援体制の構築など具体的な改革を行っていきます。

（年金制度）

年金制度については、世代間の公平性を確保しながら持続可能性を高め、高齢期の多様な就労を進めることとあわせて、公的年金と私的年金を通じた年金水準の確保を図っていくことが重要です。

このため、昨年成立した年金改革法に基づき、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を一層推進していくとともに、年金額改定ルールの見直し等を通じて、制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準の確保等を図っていきます。

また、本年８月から施行される年金受給資格期間の短縮への対応に万全を期すとともに、加入者範囲が大幅に拡大された個人型確定拠出年金の一層の周知・広報に取り組み、高齢期の自助努力を支援していきます。

さらに、年金積立金の管理・運用を担う年金積立金管理運用独立行政法人については、国民の皆様からお預かりした年金積立金を運用する組織としてふさわしい体制を構築するため、昨年成立した年金改革法に基づき、ガバナンスの強化を着実に進めていきます。

年金事業については、更に国民に信頼されるものとするよう、日本年金機構で取り組んでいる改革が確実に実行されるよう監督を行っていくとともに、国民年金保険料の収納対策、厚生年金保険の適用促進、情報セキュリティ対策等にしっかり取り組みます。

（援護施策）

援護行政については、昨年成立した戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨収集事業の推進を図るとともに、慰霊事業に着実に取り組みます。また、戦傷病者や戦没者遺族、中国残留邦人等に対する支援策をきめ細かく実施していきます。

（東日本大震災、各地の災害への対応）

東日本大震災の発生からもうすぐ６年が経ちますが、避難生活が長期化している被災者の方々も多くいらっしゃいます。引き続き、私自身も復興大臣であるとの強い意識で、被災者の方々の心に寄り添い、医療・介護の体制整備や雇用対策等といった対策を進めていきます。

全国各地での災害対応についても、復旧・復興の加速に向けて全力を尽くしていきます。

以上、厚生労働行政には多くの課題が山積しています。国民の皆様には、一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、年頭に当たっての私の挨拶といたします。

平成29年元旦

年頭所感

日本医師会会長　横倉　義武

明けましておめでとうございます。国民の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

昨年４月、６年前の東日本大震災の恐怖を再び呼び起こさせるような大地震が熊本で発生しました。また、昨年は各地で台風を始め天候不順が続き、土砂災害や洪水、更には火山噴火等、さまざまな災害が相次ぎ、多くの方々が避難生活を余儀なくされました。災害はいつ起きるか分からず、万全な備えをしておくことが必要です。日本医師会といたしましても引き続き、災害対策基本法上の指定公共機関としての責務を果たしていく所存です。

さて、2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築が急務となっていますが、本年３月までには各地域で地域医療構想が策定されることになっています。各地域における住民の年齢構成や医療資源、交通アクセス等、その置かれた状況はさまざまであり、地域の特性に合わせた構想を策定するためには、地域医療を担う医師会と行政が強固な信頼関係を構築し、各地域に求められる医療の姿を共有していかなければなりません。

わが国では、脳卒中を発症した場合、まずは医療機関に搬送されることになります。回復すれば自宅に戻り、更にリハビリや医療サービスが必要な場合は回復期病棟等や慢性期病棟等で療養を続けたり、介護が必要であれば、老健や介護施設で介護サービスを受けることもあります。また、自宅に帰って再び発症するようなことがあれば、再入院するといったことが繰り返されるわけですが、こうした過程においても、常に患者さんの人生を見守っていく「かかりつけ医」の役割は大変大きいものがあります。最終的に患者さんが安心して旅立たれ、また家族の方々がその患者さんを心安らかに送り出すところまでしっかりと見届けていく、こうしたことが来るべき超高齢社会における医療の姿なのではないでしょうか。

今年は、トランプ米国大統領が誕生し、わが国でも国防問題や経済政策、社会保障を巡って活発な議論が展開されることが予想されます。政府では新たに設置した未来投資会議において、第４次産業革命として、ICTの活用により必要なサービスが必要なときに必要な人に届く、超スマート社会の実現を打ち出しておりますが、かかる状況においても必要なことは、人を大事にする政治、政策であると思います。昨年、あるシンポジウムで「国民の健康」についてさまざまな議論を交わす機会がありましたが、その過程においてこの思いを強くしました。

資源に恵まれていない日本が、広大な土地と豊富な資源を有する超大国と互角に対応できた要因は人であり、子ども達の健康と成長を見守りながら、健全な教育を施してきたからに他ありません。医療と教育に対して予算が回らないようであれば、あらゆる意味で国が衰退していくのは明らかであり、この２つを犠牲にするような政策は断じて行ってはなりません。

医療政策の立案を担う厚生労働省の方々には、ぜひ医療現場の方々と実際に交流し、その実情を的確にキャッチすることで、現場の声を反映した政策の立案をされるだけでなく、財務省ともしっかり議論され、適正な社会保障財源を獲得していただきたいと思います。

また、昨今では、過重労働による痛ましい悲劇が散見されるようになりました。医師の中には患者さんの状態が刻々と変化していく中で、夜間、人生の最期を迎えようとする患者さんを前に、勤務時間外だからと帰るわけにはいかず、何日も徹夜して診療に当たったというような経験をお持ちの方も多くおられます。

若い医師の方達には、患者さんに寄り添うというその心をぜひ、受け継いでいっていただきたいと思いま

すが、過重労働状態の中で医療を行うことは患者さんのためにはならないことは明らかです。この問題の解決のためには、より働きやすい環境整備に努めることはもちろんのこと、医師の側においても働き方に対する意識を変えていく必要があるのではないかと考えています。

昨年10月には、東京工業大学の大隅良典栄誉教授がノーベル生理学・医学賞を受賞されました。日本人としては、前年の大村智北里大学特別栄誉教授に続く２年連続の快挙です。大隅栄誉教授は記者会見の席上、「大学の研究環境の劣化により、将来的にノーベル賞が出なくなる」と不安を述べておられました。臨床医学は基礎医学がベースにあってはじめて成り立つものです。日本の医学が非常に高い水準を維持できたのは、基礎医学に従事された方々のご尽力によるところが大きく、医学の将来を俯瞰すると、基礎医学の研究に関する環境づくりも、医療界のみならず社会全体で考えていくべき課題ではないかと感じております。昨年11月に、安倍晋三内閣総理大臣にお会いした際に、医療研究に優れた功績を挙げられた方々を顕彰するため「内閣総理大臣賞」の創設を要望して参りましたが、本賞の創設が実現し、医学研究に携わる先生方の励みとなることを願っています。

終わりになりますが、私は昨年10月に開催された世界医師会台北総会におきまして、世界医師会次期会長に選出いただきました。国民の健康寿命を世界トップレベルにまで押し上げたわが国の医療システムやノウハウを広く世界に発信していきたいとの思いで立候補いたしましたが、現在ではグローバリゼーションの進展と相俟って、医療界を取り巻く多くの問題が国境を越えて立ちはだかっております。その解決に向けて、世界医師会が果たす役割はますます重要になると考えており、その責任の重さを痛感しております。

一方、わが国においては少子高齢化に伴う医療提供体制の再構築や医師の地域偏在、診療科偏在の問題、更には医療の高度化等に伴う医療費の増大への対応など、多くの問題が山積しており、わが国の医療が進むべき道筋を早急に示す必要があると考えています。

とりわけ暑かった昨年の夏、日本のみならず世界中をより一層熱くさせたあのブラジル・リオでのオリンピック・パラリンピックが、３年後にはこの日本で開催されることになります。開催に当たっては、外国人観光客の受け入れ態勢や熱中症対策、更にはイベント関連事故や自然災害、テロリズム等による予測不可能な傷病者への災害医療体制など、多くの課題も残されておりますが、東京都医師会始め、関係機関とも協力し、その準備を進めていく所存です。

「地域から国へ」、そして「日本から世界へ」を目指し、日医執行部はこれからも一丸となって対応して参る所存でおりますので、国民の皆様方には深いご理解と格段のご支援を賜りますようお願い申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

明るい未来に向けて　業界はどう変わるべきか

新春インタビュー

制度改革・教育改革の年に

広報部

皆様には、よき新春を迎えられたことと謹んでお慶び申し上げます。

公益社団法人日本柔道整復師会（以下、日整）は、柔道整復師業界のリーダーとしてその発展に全力を尽くしています。これまでの時代背景と業界の現状を鑑みると、先達が積み重ねてきた歴史を大切にして守るべきものを守り、時代のニーズに即した業界を構築しなければならない時期に来ています。このことを踏まえ、国民に一層信頼される業界づくりと発展のためには、業界はどう変わるべきか。工藤鉄男会長、萩原正和・松岡保両副会長、豊嶋良一総務部長、三橋裕之保険部長を迎え、そのための制度改革と教育改革を中心に語っていただきました。

聞き手：森川伸治広報部長

■より良い業界をつくるための構想について

森川部長：本日は公私ともにご多忙のところ、工藤会長をはじめ役員の皆様にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。昨年は画期的と思われる料金改定がありました。日整保険部を中心とした関係者の皆様に感謝申し上げます。

本日は業界の現状に則した制度改革や教育改革を中心にお伺いしますが、よろしくお願いいたします。

まず、国民から一層信頼される業界をつくるために柔整業界はどうあるべきか、そして業界を代表する日整はどうすべきか、といった今後の業界全体の舵取りをする上での展望というか、工藤会長の「構想」についてお話いただきたいと存じます。

◆現状と環境変化を正しく認識する

工藤会長：国民から信頼される、より良い業界を構築するための構想ということですが、それにはまず、いま柔整業界が置かれている現状とその背景にどのような問題があるのかを正しく認識しなければ、そこから先に見えてくる景色についても正しい方向性は見出せないと思います。

また、そこへの理解は日整執行部だけが持っていれば良いのではなく、組織の内外、他の業界の人たちにも広く共有していただくことで、成すべきことの意味とそこへの理解も得られるのではないかと感じています。

そこで、まずは何よりも柔整業界がいま未曾有の危機に直面している紛れもない実態を直視しなければなりません。更に、日本の社会保障制度についても、人口構造変化による経済的基盤の変化に加え、我が業界の収入減少も一切の妥協が許されない状況にまで至っており、正にあらゆる角度から柔整業界は変革が求められています。このことについては、既に皆さんもご存じのことと思います。

そうした中で、平成27年末の反社会的勢力による柔整療養費の不正受給問題が新聞やテレビ等で報道され、これまでにも増して社会的に柔道整復師に対する強い批判と変化が求められています。

その流れを受け、厚労省内に制度改革のために既に設置されていた「柔道整復療養費検討専門委員会」に加え、新たに「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」という教育改革のための検討の場が設けられたのです。そして、これらの委員会の設置は、業界の立場とその思いを社会に発信する場所を得たという意味において、とても大きな意義があったと考えています。

さて、現状把握のために少し歴史を振り返ってみます。柔整業界に大きな変革が求められたのは今回が初めてではありません。明治維新以降、政府が積極的に取り込んだ西洋近代化の流れが柔整業界に容赦なく吹きつけました。そして、科学的なデータや裏付けを持たない日本固有の伝統医療は、西洋医学を基にしていないという理由で一度は排除されてしまいます。その後、第二次大戦後の敗戦統治下でもGHQによって再び禁止されます。しかし、日本人の地域生活と文化の中にしっかりと根付いてきた柔道整復は戦勝国理論をも退けて、人びとから求められ「地域住民のため」という純日本的な位置付けと理由によって再度復活し、現在まで続く歴史があるのです。

つまり、この国の独自文化や生活とは異なる環境で生まれた西洋医療と科学的な裏付けだけでは、日本人の生活や伝統的な地域性と文化とを簡単に消し去ることはできないことの証左でもあったのだと思います。

しかしながら、他業界でも合理化が進められる中で、柔整業界においても、昭和63年には「組織・業界」よりも「個」を重視する個人主義の制度が認められてしまいました。そして、徐々に一子相伝で秘技・奥義を伝達する伝統手法から、誰にでも伝授可能な公平な環境をつくるという概念から学校教育が開かれるようになると、平成10年の福岡地裁判決では、規制緩和の名の下に設置基準さえ満たせば新規開校が許される流れができました。いまやその教育施設は100校を超え、我が業界内に利益最優先の風が吹き荒れ、問題化しているのが実情です。

森川部長：日本独特の地域に根ざした柔整業界の伝統と、経済理論を中心として進められる総額削減といった改革路線には、相容れない隔たりのようなものがあるようにも感じられるのですが…

工藤会長：確かにそのとおりです。

日本経済は、戦後の飛躍的な復興を足がかりに昭和期には発展を続けましたが、現在に至るまでにはバブル崩壊や長期不況という失敗を何度も繰り返し、やがて、「理」ではなく「利」に邁進する世界的な方向への大きな渦に呑み込まれてしまったようにも感じられます。

そして、資本主義経済を軸として発展をしてきた日本の経済至上主義思考は、民間企業が単純に利益追求を最優先させるといった姿勢だけに留まらず、今や行政においては「無駄の排除」という意味合いから、真の問題点の模索をすることもないままに減額すべき項目だけを決定し、その効果等を評価することより、ただコストダウンを図る等の方向性を見出すことを優先するに至っています。

開始から15年程の間に数倍にまで費用の伸びを示した介護分野においては､無資格者等を活用した「インフォーマルな社会資源の利用」が本来の意味とは異なり、医療系国家資格者の専門家としての正当な評価を下げて、その対価を減額させるための材料とされてしまう方向性さえもが見えてきているようにも思えます。

本来であれば、最初に示すべき軸となる日本にとっての本質部分を封印したままの議論、つまり、日本というこの国独自の環境や伝統、文化、生活を踏まえ、国民に何が求められているのかという本質が議論されることなく、ただ西洋合理主義を軸として、コストパフォーマンスだけで物事を評価しようとする現象が、現在の社会保障改革の根底で起こってしまっているのではないでしょうか。確かに国がさまざまな事業を進めていく上で、経済的な裏付けは重要になります。しかしながら、こうした経済至上主義の暴走は、もはや国民が真に望む改革の方向性とは軸がぶれ始めているのかもしれません。

工藤 鉄男 会長

我が柔整業界はその歴史を鑑みるほどに、地域に密着し、地域の人びとに求められ、この国の文化や「利他」という精神によって伝統として残ってきた業界です。いま国が社会保障の見直しをするに当たって、その一翼を担う柔道整復業界の制度改革においては、少なくとも我われだけは科学理論の裏付けや経済至上主義理論等だけに特化した議論ではなく、この国に定着した日常生活と文化を忘れてはなりません。更には、国民が医科だけではなく、なぜ我われ柔道整復を求め利用するのか、その実生活に基づいたニーズ等を考慮し、国民のための日本固有の伝統医療としての技能やその背景にあり続けてきた安価で安心な制度等を守り今後も国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復術の構築を目指して、更には喫緊の課題として「反社会的勢力によって柔道整復師の資格と療養費制度が悪用」されることが、二度と起こらない業界にするための議論を進めていく必要があると感じています。

そして、世界中に金融経済優先のグローバル化が吹き荒れ、この日本においても我われの目指す改革の路線を真っ直ぐに進むことが如何に困難な時代であろうとも、百折不撓（ひゃくせきふとう）の精神でそれを貫くことこそが、柔道整復業界自らが国民から信頼される業界を再構築するということだと確信しています。

そして、自らの利益拡大を目指すのではなく、柔道整復の資格や仕組みが悪用されてしまう可能性を排除するため、あえて自らに厳しい条件を設定する

方向での自助努力こそが、社会から、国民から正しい評価を導き出せることに繋がると信じています。

■料金改定について

森川部長：昨年の料金改定では、骨折・脱臼の整復固定等への処置について、過去に例のないプラス改定となったわけですが、この部分についてはどうですか。

◆真っ当な者が正しく評価されることの意義

工藤会長：はい。この部分は保険部が頑張ったところですので、三橋保険部長からも報告があると思います。確かに日整としては、真っ当な柔道整復師のために「療養費改定」での増額をアピールしたいという気持ちは当然あります。しかし、実は先ほど述べましたとおり、検討専門委員会では、当初より「中長期的な制度改革の結論が出るまではゼロ改定で結構」との姿勢を打ち出してきました。そうした覚悟がなければ、制度改革等について真っ直ぐな道が通せないと考えていたからです。

しかし、今回は医療費が僅かにプラス改定となった恩恵を受け、我われの思惑とは別次元の意味合いから医科の半分程度のプラス改定が財務省と厚労省との間で決定されました。かなりの増額改定のように見えますが、取り扱い数の少ない骨折・脱臼の部分を中心として改定率を反映させたことによって、そのような印象が強まったと思います。

しかし、結果的には柔道整復師という国家資格が、他の医療系の資格と一線を画し柔整療養費に受領委任が許される最大の理由として、【骨折・脱臼という比較的重傷の外傷に対して、初回処置は「医師の同意」を得る必要がない】という点を高く評価してもらうことに繋がったと思っています。これは、比較的軽傷の外傷処置について「慰安的対応」が懸念され不正との見極めを進めていこうという意味合いとも重なって、骨折・脱臼を正しく施術できる真っ当な柔道整復師が正しく評価されることの意義を具現化できたと感じています。

このように真っ当な施術に対して正しく評価がされ、骨折・脱臼の料金が高まれば、相乗効果として整復固定をしっかりしたいと考える柔道整復師が増加し、柔道整復師本来の強みがより強調できる方向へ進められます。そして、将来的には熟練世代が培ったそうした骨折の整復固定の伝統手技を若い世代にもきちんと伝え残すための特別な塾のようなものを構築することも将来的に考えています。

■施術管理者の要件強化について

森川部長：続いて、改革の大きな柱の一つとなる【施術管理者の要件強化】として、資格取得後に「３年間の実務経験」と「研修又は講習受講」を経なければ、受領委任を取り扱えない規則にすると、既に一般報道紙に掲載されましたが、いつから適用されるのでしょうか。

◆研修又は講習受講の義務化は“瓢箪（ひょうたん）から駒”？

工藤会長：施術管理者の要件強化として、「３年間の実務経験と研修又は講習受講」の義務付けをすることについては、検討専門委員会において、その必要性を何度も繰り返していますが、反対意見はこれまで一つとして出されることなく、既に承認されています。詳細については三橋保険部長から説明を聞いてほしいと思いますが、適用時期については、日整の要望と厚労省の回答との間には期間的な相違があり、現在も根気強く交渉を続けています。

そもそも、資格を取得してすぐに登録するだけで受領委任が使用できる現在の環境によって、悪意ある輩に利用され不正が発生してしまうことを踏まえれば、一刻も早く実施に踏み切るべきことは間違いありません。それこそが今回の制度改革の一番の意味合いとなるはずです。しかし、厚労省としては今年３月に決定させる予定の新しいルールを、翌月の４月からすぐに適用することについての不安があるようです。そして、周知徹底を図るための猶予期間等の設定、更には研修または講習の実施に向けた内容の決定やテキスト作成、実施組織の選定、認定等

に関する仕組みの詳細部分のつくり付けに約１年程度の準備期間を考えているようです。

しかし、「研修・講習」については、実務経験３年を先行実施させた期間中に、研修内容を決める等で十分な準備をすることが可能ですので、３年間の実務経験だけでも前倒しで実施させる方向で進めたいとの要望を出し続けています。

しかし、第８回の検討専門委員会の場で、法律を専門とする委員から「研修とセット」で考慮すべきとの意見が出されたことで、これまで柔整の『卒後臨床研修制度』が業界内の自主的なものであった位置付けから、この専門委員会での合意を基に、厚労省主導で進める確約が付けられたという意味合いが生じました。

施術管理者要件強化の開始のずれ込みと引き替えとして、「瓢箪から駒」的に柔整業界念願の卒後臨床研修制度が創られる方向性が見えてきたということです。

■国家試験改革について

森川部長：続いて、柔道整復師国家試験の改革として、柔道に関する問題を取り入れる案があるようですが、柔道の問題を入れることによって、どのような効果をお考えでしょうか。

◆柔道を通じ、利他の精神を定着させ、人を育てる

工藤会長：現在世界中に広まっている「柔道」は、武道としての「殺法」の部分を磨き発展させたものですが、そこには単なる競技としての勝ち負けや、ただ金メダルを獲ることに固執するような狭い意味合いを遙かに超越したものが本来はあるのです。

技の修得にあっては、人体の各部の構造を理解し、関節の可動範囲や方向、呼吸による力学的な作用、各部を構成する組織の強弱や役割等の違いを極めるものとしています。更に、相手の体勢を崩し自分が技を掛けるのに最も適した瞬間を、練習によって鍛練して身に付け、日々の練習によって身体を強健にし、精神の修養に努めて人格の完成を図り、心身の力を最も有効に使用する「精力善用」が全ての基本になっています。要するに「技」、「力」を「精神」、「心」でコントロールすることを学ぶのです。

更に、これを実生活に活かすことによって、社会の進歩と発展に貢献する「自他共栄」こそが、柔道の究極の目的であるとしています。柔術ではなく柔道である意味はここで示されているといえるでしょう。

そして、我われの「柔道整復」は、始めは激しい稽古によって怪我をした者に対し、体の機能を元に戻す「活法」の部分に特化し、師範格以上の奥義として発展してきたものです。そこには柔道から派生し、共に「利他」と「礼節」という概念が中心軸にあり、それぞれの道場で一子相伝の秘伝として伝えられてきました。

しかし、伝統奥義の伝達のために心身の厳しい修行が行われてきた時代から、学校教育の場で活法の理論と実技として柔道整復が伝えられる現在、実際に体の動きを介して学ぶ心身鍛練の場が消え去ろうとしています。そうした現状を踏まえ、もう一度「精力善用」「自他共栄」を軸とする「柔道」を通じて、施術で示される整復固定の実技とは別に、「心で治す」真の医療人を育てたいと思っています。

そして、社会貢献の必要性と現代での「公益」に通じる「利他の精神」と、道を究める姿勢を支える「礼節」とを学ぶ必要があり、そうした原点回帰から柔道整復師としての人間形成とモラル形成に役立て、秩序ある業界の再構築を目指したいと考えています。

制度改革や教育改革においては、政府に対しても自ら直接大きな改革案を示してフラッグを振る作業も進めていますが、同時に地味でもコツコツと現場から少しずつ変えていくことも重要なことです。それ自体では、直接大きな収穫が得られないように見えても、確実に、そして業界自体、個々の資格者についての資質向上として、やがて業界全体に影響が広く伝達して、将来的には大きな実りを創り出せるような改革を進めていくことが、いま柔整業界には何よりも必要ではないかと思います。誰もが目に見

える結果ばかりを欲しがるときこそ、見えないところで地道な対応をしっかりとしていく。それこそが日整が業界を代表する組織として進めるべき役割だとも考えています。

■カリキュラム等改善について

森川部長：柔道整復師学校養成施設の教育内容の質的向上と平準化を図るために厚生労働省において「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」が開催されております。これも関心が高まっており、適用時期を含めて具体的なお話を萩原副会長からお願いいたします。

◆平成30年４月の入学生から適用

萩原副会長：この度の厚生労働省における医道審議会での柔道整復師分科会の中で、平成12年以降は柔道整復師学校養成施設指定規則の大きな改正が行われていなかったこと、また平成27年11月に発生した反社会的勢力に利用され柔道整復施術療養費の不正受給・詐欺容疑で逮捕されたり、近年全国各地で療養費取り扱い中止や業務停止などが報道されたりなど、業界を取り巻く環境が悪化してきている現状や、急増した学校養成施設により実務経験なしで開業するものも現れ、柔道整復師の飽和状態化よる供給過剰となってきたことによる質の低下などが指摘されてきました。

そこで、国民に対して先駆者たちが築いてきた柔道整復師に対する信頼回復と資質の向上を目的に、養成施設に対するカリキュラムの変更（改善）、卒前臨床実習の見直しなどについての検討がなされました。

見直しされた内容は、総単位数は現行85単位から99単位以上へ、履修時間数も1,530時間から最低2,750時間以上とし、それぞれの単位・時間数の設定。更に、臨床実習施設を養成施設附属臨床実習施設以外にも拡大すると同時に、臨床実習を行う施設の要件や専任教員の見直し、教授範囲の見直しなど、検討を５回にわたり議論がされ、ようやくその方向が

萩原 正和 副会長

示されました。

この内容に沿った制度は、平成30年４月入学生から適用されることとなりますので、各養成施設校では急ピッチでその準備が進められるものと思われます。

これらの改革によって、今後の業務に対する信頼回復と資質の向上が期待できるものと思っております。

■学位授与機構について

森川部長：教育改革に関連したことを松岡副会長にお尋ねします。大学以外で学位を授与する唯一の機関として、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、機構）があります。日整の功績により長年の懸案であった機構の学位専攻分野の28番目に柔道整復学が新設され、平成26年４月から学士（柔道整復学）の申請を受け付けていますが、修士や博士も目指せるのでしょうか。そのシステムを簡潔にご説明していただけますか。

◆医療専門職の高学歴化へ

松岡副会長：現在、日本には自称、他称、公認、非公認を問わず700を超える専門領域が存在するといわれています。平成25年３月末の段階で、その700の中で社会的評価が得られ、更に国際的な批判に耐え、独立した「学問」と位置付けられ機構が承認す

る領域はわずか27分野63専攻区分に限られていました。

医療関連分野では薬剤師の専門領域である「薬科学」、看護師の「看護学」、PT・OT・診療放射線技師等の「保健衛生学」、鍼灸師の「鍼灸学」、歯科技工士・衛生士の「口腔保健学」が認定されていました。

機構公認の学位区分は、我が国が認めた「学問」領域であり理論体系、専門領域、教育体制、国民の認知度等々さまざまな側面から評価し、判断されています。厳しい審査の中、さまざまな評価に耐え、平成26年４月から「柔道整復学」が公認されることとなりました。

機構での学位記取得は４年制大学卒業の学士と同等の社会的評価、国際評価が得られると法律に明記してあります。柔道整復師免許と柔道整復学士は所轄官庁が厚労省と文科省と異なり単純比較はできませんが、医療専門職の世界では、従来までの２～３年制の専門学校で取得可能な資格が４年制の専門学校、大学、大学院へと主幹教育の場は推移しており高学歴化の波は避けられない状況となっています。

医療専門職の高学歴化は国民の質の高い医療を求める要求に呼応する業界からの必然性の結果といえますし、この「学」を根拠に自分たちに有利な方向へ進む原動力にもなり得ます。

少し長くなりますが一例を挙げますと、従来は、医師の診療のお手伝いであった看護婦、看護士が学制を変更し看護学学士、看護学修士、看護学博士取得者を増やす施策を積極的に行ってきました。学位を取得した看護師が看護業界発展のために戦略的に活動しており、医師不足や高齢社会の不安といった国民の要求を背景に必然性としての診療看護師制度や看護診断学の確立、認定看護師制度などを提唱し専門領域の拡大と評価の向上を達成しています。

私たち柔道整復業界も柔道整復博士、修士、学士等を多く輩出し学問的基盤を強固なものとして、柔道整復学を根拠として医療界や行政当局、保険者と折衝することが将来の柔道整復業界発展のためには必要と考えています。

ご質問にある修士や博士も目指せるのでしょうかとの問いですが、学位授与機構の認定する修士、博士の学位記には残念ながら柔道整復学は含まれていないため同機構での柔道整復学修士・博士の取得は不可能ですが、専門学校で柔道整復師の免許を取得された方は、通信教育等により所定の単位を取得後、申請されると同機構認定の柔道整復学学士の称号が得られ、その後、柔道整復学修士・博士課程、あるいは医学系大学院への進学も可能となり修士・博士の学位記を取得することも可能となります。会員の先生方で、大学院にて学びたい希望者がいればお気軽に学術部までお問い合わせください。

松岡 保 副会長

■学士への申請手続きは

森川部長：これまでに機構から柔道整復学士を授与された人は何名ぐらいいるのでしょうか。内、日整会員は何名ぐらいでしょうか。地域医療等社会的ニーズに対応して、これからの柔道整復師は積極的に学士の取得を目指していただきたいと思いますが、申請するときは日整の学術部に相談してもよろしいでしょうか。具体的にご教示いただければと思います。

◆日整学術部へ相談ください

松岡副会長：同機構が公表している最新の資料は平成26年度までですが、一年間で３名の柔道整復師が学位記を授与されています。新設後一年間で、余り

周知されていない状況でしたのでわずか３名でしたが、昨年度、今年は増えていると聞いております。学位記授与の氏名は個人情報保護の観点から教えていただくことはできなかったので、残念ながら日整会員の有無は把握できておりません。学術部へのご相談ですが、お気軽にお尋ねください。担当者よりお答えいたします。

■日整独自のスポーツケア名称を

森川部長：豊嶋総務部長に柔道整復師の社会貢献についてお伺いします。全国でマラソン大会などの開催が増えてきた昨今、日整と連携協定している都道府県社団柔道整復師会（以下、都道府県社団）で職能を活かし選手のサポートが活発に行われています。全国で社団の名称を統一し組織力を高めたように、日整で全国統一したスポーツケアの名称を付けて活動すれば、組織力が高まり選手も安心してケアが受けられるように思われますが、いかがでしょうか。

◆オリ・パラ等への参入が先

豊嶋総務部長：会員の皆様には、日頃から日整の諸事業にご協力を賜り、心より感謝いたします。会員皆様のご支援とご理解があったからこそ、工藤執行部となって２期目にこの度の大改革を履行することができました。先にこのことを順に申し上げます。

１．実現した事項

○名称の統一

日整傘下の全ての社団が、柔道整復師会に統一しました。

○公益法人への移行

43都道府県の社団が公益に移行済。残り４県のうち２県も近々に移行する予定です。

○政治力の強化

全国都道府県推薦議員会を発足しました。（現在359名の議員）

○柔整療養費マイナス改定の打破

基本はプラス0.28パーセント。骨折・脱臼の技術評価はプラス28パーセントを実現し、労災保険および自賠責保険の改定へも好影響があります。

○帰一精錬賞の新設

柔道の指導を通して青少年・少女の健全育成をすることにより地域に貢献し、その功績が顕著であると認められる等の会員に対し、当会の最高栄誉賞である帰一賞において表彰できるように関係規程を改正しました。

○災害対応の新たな仕組み

災害対策の基本理念および基本方針、また災害対策積立金規程を策定し、新たに、DJAT（Disaster Judo therapist Assistance Team）「災害派遣柔道整復チーム」の救護活動等に対する経済的援助等ができる仕組みを確立しました。

２．今後の展開

○三者協定の見直し

実務経験３年を要件とする施術管理者資格の設定、公的審査会の権限強化です。

○教育機関の設置準備

骨折・脱臼に的確に対応できる施術者を育てることで受領委任払い廃止論を唱える保険者等に対峙するため、教育機関（NPO法人）の設置に向けて準備中です。

○調査会社に対する徹底した対応

世界に冠たる皆保険制度でありながら、保険者から業者への丸投げ委託による患者照会が原因で受療抑制を起こしている現状に加え、個人情報の流失が懸念されていることに対し、公的審査会の権限強化により、患者照会の陳腐化を図るほか、悪質な保険者や調査会社には、司法と行政を巻き込んで毅然とした対応で臨みます。

○専門学校等の改革

新たなカリキュラムの追加等により平成30年から99単位に引き上げ、最低履修時間を2,750時間として学生の質を向上させる。そこで質問の本題ですが、ご存じのように2019年にラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピック（以下、オリ・パラ）が開催されます。また当会会長が、オリ・パラ組織委員会の顧問会

議に顧問として参画しています。

スポーツを通して当会の知名度を上げるための今後の活動は、これまで都道府県におきまして会員の皆様が、選手の救護活動などに尽力されてきた実績に加え、ワールドカップとオリ・パラへの参入が、当会の公益活動を国内外にアピールできる最高のチャンスと捉えるべきだと思います。我われが、WHOに認められたスキルにおいては当然ですが、これらのイベントにきちんと参入することは、今後の私たちの方向性が示されることにも繋がると思います。

現在、どのようなイベントへの参入が可能か、関係各位とも話を進めているところですが、大きなイベントの実績としては、東京都柔道整復師会が中心となり救護活動した東京マラソンや当会国際部によるグランドスラム東京への救護トレーナー派遣、また４年に一度開催される世界スカウトジャンボリーへの講師派遣等が手始めといったところです。

日整で全国統一したスポーツケアの名称につきましては前向きに検討してまいります。当会は、「柔道整復師のための外国人対応ハンドブック（英語版）」も作制していますので、ぜひ、お役に立てていただければと思います。いずれ会員の先生を中心に、ご協力を賜らなければなりませんので、よろしくお願いします。

■地域包括ケアシステムへの参画

森川部長：柔道整復師が高齢社会の担い手として、これから地域包括ケアシステムへの参画を含めて、都道府県社団に期待していることをお聞かせください。

◆積極的にアプローチを

豊嶋総務部長：分かりました。現在、日々安心して生活できる開業柔道整復師は、ほんの一握りではないかと思います。それは、国の施策の中、医療費適正化の名の下に、業者への丸投げ委託による患者照会が原因の受療抑制、同業者の急増によるパイの取り合い、そして介護施設への流動、人口減少等、多くの要因が考えられますが、この傾向は、今後もしばらく続くと思います。また他の国では経験したことのない少子高齢社会が目前です。やがて、介護難民が急増することが、統計学的にも示されています。

豊嶋 良一 総務部長

一方、昨年11月の未来投資会議では、要介護度を改善させた事業所に奨励金を与えるなどのインセンティブの仕組みを検討することが決まっています。

当会では、介護分野や地域包括ケアシステムへの参入を進めていますが、これは自治体や地元医師会との折衝が参入のカギとなっていますので、各県関係者は、会員の職域拡大のために積極的にアプローチしてほしいと思います。

我われは、きちんとした手続きやエビデンスの下、将来の職域拡大に結び付くようにしなければなりませんが、それには、今、どう行動するかが大事です。

世界の中で、課題先進国（※1）といわれた日本、アメリカをはじめ、ヨーロッパ、アジアでも、政治・経済が流動的かつ不明瞭で、先が読めなくなってきていますが、WHOで認められたこの日本伝統医療をぶれないで継続することが、国民や先達に対する我われの責務だと思います。

※1　環境問題や少子化、高齢化、地域の過疎化、社会保障の問題、エネルギー供給問題などといった、他の国がまだ直面していないレベルの問題をいくつも持っている国。

■開設者を柔道整復師に限定を

森川部長：「受領委任の取扱規程」には、施術所の開設者が柔道整復師でない場合または開設者である柔道整復師が施術所で施術を行わない場合は、当該施術所に勤務する柔道整復師の中から開設者が選任した者を施術管理者にすること、と記されています。このように誰でも開設者になれる規程になっており、不祥事が起きやすい要因の一つなっているように思われます。開設者は柔道整復師でなければならない、ということに改正してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

◆開設者の規定変更よりも施術管理者の要件強化へ

三橋保険部長：確かに「開設者」については、ご指摘のとおり、現在は「柔道整復師」に限定されていません。これは医科でも同様で、病院等の開設者は医師の資格を持たない経営者でも許されています。しかし、医師でない者が医療施設の開設者として許されるのは、自治体の首長が区市町村立病院の開設者になる等の特殊な場合などを除けば、結構厳しいようです。とはいえ、一度、規制緩和されて許されてしまった部分を再規制するのも、また難しいでしょう。その上、医科で許されているものを柔整だけ昔に戻すというのは更に難しいことだと思います。

医科と柔整では、その仕組み自体が根底から異なるにもかかわらず、こうしたところだけ「右へ倣(なら)え」とするのは如何(いかが)なものかと思いますが、現実にはこうした矛盾がまだまだ解決できずに放置されてしまっています。

柔整の場合、確かに以前は不正が行われた際の罰則が開設者にまで及ばずに、施術所を他の資格者にすり替えて経営するという抜け道がありました。それを払拭するために数年前の改定の際に、開設者も同様に処罰されるように改正され、少しは改善されたともいえます。しかし、何軒もの施術所をチェーン展開するオーナー開設者にとっては、一店舗だけが施術できなくなっても痛くも痒(かゆ)くもないといった状況なのです。これでは、昔のように施術所の開設者を柔道整復師に限定させたとしても意味がありません。一人の開設者が同時に複数の施術所を開設できなくするか、または不正が確定した際には、同一開設者が持つ複数の施術所全てに同じ懲罰を適用させることが望ましいのだと思います。しかし、それにはまだ時間が必要です。

そこで今回は、保険請求に直接関わる施術管理者について改善策を試みました。

「施術管理者」というのは、本来、同じ施術所に勤務する他の柔道整復師を指導・管理する立場となるだけでなく、柔整療養費の受領委任払い制度を使用して保険請求業務を行う施術所の代表・責任者ともいうべき存在です。

しかし、現状では「施術管理者」が新卒の未経験者で、国家資格を得るまでに保険請求業務の実務経験が全くないだけでなく、実際の施術業務の経験もほとんどないような場合でも、ただ登録手続きをするのみで保険請求ができてしまうのが現状です。この仕組みは明らかにおかしいのですが、資格を取得して開業をすれば、患者である多くの地域住民の利便性を考慮して受領委任の利用が認められることになるわけです。その流れで、未経験の新卒者でも登録手続きだけで施術管理者になれるという構図ができてしまっているわけです。

こうした柔整業界の盲点・弱点ともいうべき部分に目をつけ、新卒者の資格だけを利用して不正を働く、資格を持たない開設者が激増し、柔整業界に泥を塗っている現実が見えています。もちろん、施術管理者となった柔道整復師自身が不正を働いている場合もあります。それが、平成27年の年末に発覚した反社会的勢力による不祥事だったわけです。

そこで今回、検討専門委員会では、未経験の資格者が悪用されてしまうことのないように「実務経験３年間」というハードルをはじめて設置する方向で「施術管理者の要件強化」を進めてきたわけです。

具体的には、研修期間として３年間以上の実務経験を有していない段階で新規開業をしようとする柔道整復師が施術管理者になろうとした場合には、今後は「実務経験３年間」を経なければ「施術管理者」

にはなれないということです。

とはいっても、もちろん開業はできますし、施術もできます。我われ柔道整復師の国家資格には「開業」する権利がありますから、資格取得直後で実務経験がまったくない者でも開業はできるのです。ここを締めようとすれば、柔道整復師の独立開業権自体に響きます。それでは国家資格そのものの根幹に関わる問題にもなってしまいます。

条件を満たさなければできなくなるのは「受領委任による保険請求」の部分だけです。登録すれば良いというような、100か0かといった現在の大雑把な仕組みに、もう少し実情に即した段階を創ろうというわけです。

では、既に開業している施術管理者についてはどうか、ということになりますが、既に開業したけれども、開業後まだ3年間を経ていない施術管理者であっても、現時点で既に受領委任が使えていますので、後になってから遡及（そきゅう）してそれを取り上げるようなことはできません。

そこで、将来的な「更新制」をも視野に入れて、今後、既開業の施術管理者についても「研修・講習の受講を条件」としていくことで、新規開業と既に開業している双方の施術管理者に対して、公平に「倫理観の涵養」・「柔整療養費の支給対象」についての研修を徹底させていく方向性で、現在調整段階に入っています。

工藤会長も仰っておられたとおり、「実務経験3年間」と「研修・講習」を行うことに自体にはどこからも反対意見は出されておりません。そうした検討専門委員会の意見を踏まえ、「実務経験3年間」だけでも前倒しで平成29年度内に実施するよう、現在も強く要望をしています。詳細については、本年3月までの間に詰めていくことになりますので、更に粘り強く要望を出し続けたいと思っています。

■審査会の在り方について

森川部長：柔道整復療養費審査会（以下、公的審査会）の審査基準と権限強化の全国統一に向けた具体的な案についてお話いただければと存じます。

◆患者・施術所調査等の権限強化

三橋保険部長：現在、全国の公的審査会・柔整審査会には明確な全国共通の基準を定めた「規定書」というのはありませんが、おおよそ各都道府県の公的審査会では、記入漏れや誤記を中心とした点検業務に加え、それぞれ申請内容についての正当性を見るために、同一施術所・施術管理者ごとの傾向審査が行われています。

しかし、地域等によって審査の基準が微妙に異なるという曖昧さをなくすためにも、今後はまず「統一審査基準の作成」を急がねばならないと思います。そのため、厚労省は既に各都道府県の公的審査会に審査方法等についての調査を行って取りまとめを進めています。それらを集約することで最大公約数的な審査手法が明確になり、とりあえずの叩き台を作成することができると思います。そこへ各方面からの意見等を交えて審査方法を詰めていく必要があると思います。

更に、実際に審査会で「疑義案件」を発見した際に、問題点が明確にできない場合には、審査会が直接患者ならびに施術所の開設者・施術管理者・勤務柔整師から意見を聴取できるような権限を付与する「公的審査会の権限強化」が検討されています。こうした動きは、適正化の中では必要不可欠な問題でもあり、早急に実施する方向で進められています。

そして、実現した以降であっても、全国の公的審査会が実際に対応したさまざまな事例を集約して、再度、検討専門委員会へフィードバックすることで、より精度の高い審査基準をつくり上げることが可能になると思います。

◆亜急性について

三橋保険部長：また、一部の有識者委員から執拗に繰り返されている「亜急性」についても、検討専門委員会の場で柔整業界側からは繰り返し説明を述べているのですが、この部分については既に明確な政府答弁書も出ていますし、それ以上の「言葉の定義」を検討専門委員会で話し合う必要はないと考えてい

三橋 裕之 保険部長

ます。

つまり、医科の医学用語としての「亜急性期」と柔整用語としての「亜急性」の相違を、医療として解決するのか、柔整の問題として解決するのかということだと理解しています。

たとえば、医科の「初診」と柔整の「初検」、医科の「往診」と柔整の「往療」、医科の「診療」と柔整の「施術」というような用語の相違がありますが、こうしたことと同等のことで、「柔整は医療とは異なる」と決めつけた上での「柔整用語」に対し、医師の代表の一人が「医療用語にはない」と言って、それを医師向けの用語と解釈して明記すべきだといった主張自体が全くのナンセンスだと思います。そうした文学や法学的な解釈問題等にこれ以上の時間を費やすことなく、もっと本質的なところを有意義に議論すべきです。

つまり、一番重要なのは「いつ・どこで・何をして・どこを傷めた」のか、という外傷であることがハッキリしているかどうかだと思っています。

委員会ではさまざまな立場の委員が、それぞれの背景を背負って意見を出し合うものではありますが、それぞれが自分に理解できるように作り直せといった一方的な主張だけを繰り返す状況では、いつまで経っても解決には到達しないでしょう。

本来、柔整の問題を話し合う場で、その議論の中心に存在すべき「柔道整復師」だけでなく、「患者さん・地域住民の立場」を放置したままの垂れ流し的な発言はもうやめて、制度を改正するための丁寧な議論を進めたいと思います。

■支払い基金について

森川部長：昨年３月の全国会長会の保険部報告として、日整の長年の懸案事項である「支払基金」設立について、三橋保険部長からお話をいただきました。

今後、柔道整復療養費の支払いが既存の「支払基金」の中でできるようになると仰られていたように記憶しておりますが、詳しくお聞かせください。

◆まずは公的審査会の権限強化

三橋保険部長：「支払基金」の正式名称は「社会保険診療報酬支払基金」といいますが、そこで扱われるものは「診療報酬」と名称にあるとおり「医療に限定する」という規定がありますので、我われの「柔道整復療養費」はその中には含まれてはいませんでした。更に、その背景には「支払基金法」といった法律が存在していることから、柔整療養費を支払基金で扱うという夢の実現には法改正等が必要と考えられ、かなり高いハードルが我われの前を塞いでいたわけです。

では、なぜ我われが「支払基金」に着目してきたのかといえば、前の質問にありましたように、現在の柔整療養費の審査については、せっかく公的審査会である柔整審査会が審査をする立場にあっても、そこは保険者自身ではないということから、実際にはその権限が弱いのです。審査をして疑義のある請求を探し出したとしても、それに対して、直接、疑義のある施術所の施術管理者、開設者、勤務柔道整復師等から意見を聴取するなどの調査・確認といった作業ができない状況にあります。そのため、なかなか不正を確定することも払拭することもできないというジレンマがあるのです。そこがまず前提にあります。

そして、そのことを理由に保険者、特に健保組合等は、公的審査会（柔整審査会）への審査委託を行わず、保険者自身が独自審査を行うか、業者に委託

した二次点検やそれに伴う支払遅延といった余計な負担を、結局のところ正しく請求を行っている全ての柔道整復師にまで強いる状態が続いているわけです。業者の二次点検は、不正を見つけるのではなく、調査することによる受診抑制のほうが意味が大きく、業界としては大きな問題となっていたのです。

ところが、平成28年２月４日付の『**官報**』に保険者から支払基金等への事務の委託に関する事項が規定されている「省令の改正」が掲載され、その後の局長通知には、更に詳しく『保険者は、社会保険診療報酬支払基金に対して、保険給付のうち、**療養費**、出産育児一時金等の支給に関する事務を委託することができること。（健保則第159条の７関係）』と、「療養費」にも「支払基金」の利用が認められたことが示されたのです。

そして、このことは柔整療養費も医科と同様の仕組みで「審査」と「支払」までがされる可能性を意味しています。もちろん、省令が改正されたからといって、すぐに実現するということではありませんが、その道が拓けたことは間違いありません。

つまり、このまま支払基金の利用が可能になれば、我われ柔道整復師も支払基金に申請書を提出して審査を受けて、支払いを受けられるということになります。それは取りも直さず“保険者による二次点検”がなくなることを意味しています。何しろ保険者自身が支払基金に審査と支払の委託をするわけですから、保険者自身にとっては、二度手間の調査を行う必要はなくなりますし、二重の費用を掛ける無駄が省けることにもなるわけです。

我われにとっては、請求が正しいものであれば、円滑な審査体制によって支払いまでの期間が短縮されるというメリットも生まれると思います。そして、更に支払基金の利用が可能になった場合、柔整業界にとっての最大の変化というかメリットは、個人契約者のほとんどが、事務手数料を支払ってまで請求業務に利用している「請求代行業者」の事務処理作業自体が成立しなくなっていく可能性が高いということです。

とはいえ、そうした仕組みを完成させるには、支払基金における審査・調査の裏付けとなる「統一審査基準」を作成することが大前提となります。そして、今それを検討専門委員会が主導して「柔整審査会」で先行して完成させようとしているということです。

「支払基金」において療養費を扱うことが可能になったとはいえ、「支払基金」自体には柔整療養費を審査対象として扱うノウハウはまったくありません。つまり、これから創り上げる必要があるのです。その審査基準が支払基金の巨大なコンピュータ等の機械任せ・プログラム任せの形式的な審査に終わるようでは、柔整審査会のような傾向審査も叶わず、現状と何も変わらないことになってしまいます。将来的には、「支払基金」における審査を活用するところまでをしっかりと考慮した上で、統一の審査基準を創り、その先を考えなければいけません。

そして、いま検討専門委員会では、現在の「公的審査会の審査方法」に着目し、厚労省も見学等を始めています。それは、保険者が通常に行っている「申請書を一枚ごとに穴が開くほど見廻す」という審査方法では決して発見することができない“少日通院”や“少部位”であっても「不正なもの」、逆に“通院回数”や“部位数”が多くても「適正なもの」を、同じ施術所・同一の施術管理者による同月の申請書を一斉に見比べる「傾向審査」によって炙（あぶ）り出すという手法です。１枚残らず全ての申請書の隅々までを見ることが重要なのではなく、不正か否かを嗅ぎ分ける必要があるのです。あらかじめ機械的に設定した項目にかかったものを全て再調査しても、真実には近づけないだろうと思います。

今後、公的審査会と支払基金がどのような関わり合い方をしていくのかについては、まだ明確な落とし処は見えていませんが、まずは平成29年度内の実施が決まっている「公的審査会の権限強化」を確実に実行へと移し、成果をしっかりと可視化することが重要だと思います。

■電子請求について

支払基金の審査に伴い、申請書の電子化という話しが浮上していますが。

◆電子請求

三橋保険部長：はい、「支払基金」による審査には「電子請求」が必須条件となります。そこでは、受領委任の“署名”が第一関門となるのは間違いありません。

請求データが電子化されるメリットと引き替えに署名問題が解決できるのかも不明ですし、「署名」というステップをなくせないとしても、タブレットを用いることで署名自体を電子化することで保険者の理解が得られる可能性もあります。

それでも、紙ベースの書類もどこかに保存する必要があるのか否か、データの送信方法、セキュリティ問題、全国一斉に開始できるのか等、更には、全ての施術所でタブレットを使うことになれば、その設置費用を誰が負担するのか等、解決しなければならない問題はまだ山積しています。

いずれにしても、日本全国の公的審査会（柔整審査会）の「統一審査基準の作成」、「審査・調査等の権限強化」を一刻も早く実現させ、その成果や実績を伴わせることができなければ、ここから先は簡単には進まない話です。今後も根気よく交渉を進めてまいりたいと考えています。

—インタビューを終えて—

森川部長：

先生方には、新年度から順次実施される業界の制度改革として「公的審査会の権限強化や施術管理者の要件の見直し」、そして教育改革として「柔整学校のカリキュラム等の養成施設指定規則等改正」や「大学評価学位授与機構による学位認定」、「地域包括ケアシステム等」について長時間にわたってお話をいただきました。

今年は、国民や行政・保険者への失われた信頼を取り戻すべく多くの改革がスタートするようですが、

森川 伸治 広報部長

その実現には、新卒後臨床研修制度、教育改革の早期開始と、名称統一をはじめ業界の公益団体である日整と傘下の都道府県社団「“柔道整復師”会」への信頼と認知度向上を目的とした啓蒙活動の継続が不可欠です。後に全国社団会員の信頼にも繋がることでしょう。また、救護活動や柔道等のスポーツを通じて出会った、一人でも多くの子供たちから、学びたい、と憧れてもらえる柔道整復師、「柔道整復“学”」が構築されれば、柔道整復という職種への認知度は自然に高くなります。そのためには、学士、修士、更には柔道整復学博士を輩出できるような国内外の大学における研究の継続と、更なる整備が、今後の地域包括ケアシステム等における地位と業務の獲得にも繋がると考えています。

このように、業界に山積する課題に取り組むべく、全国会員の皆様方も日整と共に団結していただき、改革の実現に向けての取り組みにご理解を賜れば幸いです。日整工藤会長はじめ、インタビューに応じていただきました先生方には大変お忙しい中、誠にありがとうございました。

平成28年度　全国保険部長会議報告

改革の扉はひらかれた

ステータスの更なる向上へ

平成28年11月３日(日)、銀杏(いちょう)の葉が色付き始めた東京上野の日本柔整会館において、「平成28年度全国保険部長会議」が開催された。藤川保険部員が司会進行をし、松岡保副会長の開会の辞により会議は始まった。

■教育と制度の改革の実現！

最初に工藤鉄男会長より、柔整業界がいま混迷している現状に楔を入れるべく、長年の懸案事項の一つであった、学校教育制度の抜本的改革および資格者の粗製乱造による柔整業界の信用の失墜を改めるべく資格取得後の実務研修制度の確立について、日整としての取り組みを情熱溢れる言葉で挨拶があった。その内容の中で、保険請求に関わる柔整療養費の制度等については、これまでにも繰り返し説明されているが、その他にも同時進行で「柔道整復師の資格を数段格上げする」ことを目指した、教育・学制・国家試験等に関わる制度分野でも、既に多方面に働き掛け、過去12年間まったく修正することさえ叶わなかった「カリキュラム等の変更」についても交渉が進められ、平成30年度から実施されることとなった。

「毎年、約７千人が国家試験を受け、その内の５千人が柔道整復師の資格を得て、この業界に参入する現状において、国家試験という業界の入口の蛇口を締めるだけでは、近い将来必ず行き詰まることになる。今のうちから養成校のカリキュラム等の変更をし、習得すべき学問的な内容の『幅』と『深さ』、『密度』を増やす努力をして、確実にステップアップした柔道整復師の未来を開拓するための努力を今しなければならないのです」と未来への強い信念と方向性を示された。

更に、「目先の経営的な視点からだけでは、将来や未来の柔道整復師像をなかなか探し当てることはできないかもしれません。今はまだこうした意見に否定的な教育現場の人たちにも、柔道整復師という資格によって業を為し、地域の人たちのためにこれからの時代も継続して生きていくことを可能とするために、公益社団日整が全ての柔道整復師を代表して業界の進むべき道を示し、日整が進んで活動を今からしていかなければならないと思っています。更に、現在の荒れ狂う波のような社会保障変革の流れは、業界内部の事情など考慮する暇も余裕も与えてはくれません。これまでよりも一段も二段もステップを上げた厳しい線を引いてでも業界全体を存続させていく必要があるのです。

柔整業界を正しい方向へ変えられるのは、他の誰でもなく、柔道整復師自身しかいません。そのための“人を創る”のは教育であり、その業界を統率するためには制度が必要になります。本日は、全国47都道府県社団の保険を預かる皆さんにお集まりいただき、困難な問題に如何に対応すべきかを一日しっかりとご議論いただきたいと思います。また、日整が今進めている改革の内容についても、その一部を実感していただき、それぞれの地元に戻り、会員にしっかりと情報公開をしていただきたいと思います。今後とも、皆さんのご理解とご協力をお願いします」と力強く挨拶を締め括られた。

■特別講演

紹介を受けて、満場喝采の中、６月の異動で厚生労働省保険局医療課・保険医療企画調査室長にご就任された矢田貝泰之氏による『柔整療養費をめぐる状況』と題した特別講演が始められた。

矢田貝氏は、日整では今回初めての講演ではあるが、アメフトで鍛え上げられた屈強な体ではあるが温厚な人柄と誠実な人柄であり、話し方やその雰囲気の裏に「柔道整復師のためになることを確実に実現させたい」という強い信念をもつ御仁である。

今年度中に何度も開催された柔整療養費検討専門委員会の議事を円滑に進めるために、これまで行われてきた意見交換等においても、矢田貝氏は、柔道整復師に対し常に厳しい指摘をされながらも、その中で解決すべき課題を丁寧に示されるなど、行政側の立場から保険者との間に立ち、敵対するのではなく、互いに協力し合うことで国民のための制度を実現させるため、我われの良き理解者として問題提起とアドバイスをし続けてくれている。

講演は、社会保障制度の現状として人口動態や経済指標等のさまざまな裏付けデータをパワーポイントで示されながら、それに伴う医療制度改革の方向性、政府が進めようとする真意等をテンポよく説明された。その中で柔道整復を含む療養費に関する課題を柔整業界が今後どう捉えて、どう対応していくべきかと、日本全体を覆う広い視点から、徐々に我が柔整業界に焦点を絞り込んでいくという手法で進められた。

柔道整復師はどうしても身近な問題ばかりに気を取られて、自分に関係する事柄だけで物事を組み立てる近視眼的な発想に終始しがちだが、日本という国家がいま直面しているどうにも動かし難い人口構造や経済的な現実を我われも直視し、我われが何を望むかという感情から始めるのではなく、単独ではどうにも変えようのない現実を先ず認め、その状況と向き合うところから思考を始めなければ真実が見えてこないとして、全ての国民の利益を第一に考えた上で、それぞれの業界を客観視し、鳥瞰する視点の持ち方を示唆された。

その上で、「柔整業界が地域医療で果たすべき役割とは何か？という客観的な視点で組み立てることが重要になってくると思います」と鋭い切り口でポイントを突いた。更に、「昨今の報道等によって自信を失くしたり卑屈になることなく、自らの施術技術には、自信と誇りをしっかりと持つべきだと主張された。社会保障の一翼を担う立場から、行政や保険者に対しても互いを認識し信頼し合える“顔の見える関係”を築かなければならないと思います。皆さんには、今その責任と覚悟が必要になっているのだと思います」と続けられた。

更に、「支給基準」や「審査基準」の解釈が統一性を持つ必要性を示されるとともに、柔整と保険者との間で、これまで何度も解釈がすれ違ってきた「亜急性」等の解釈についても、どの立場からでも、誰が見ても分かりやすく納得できる概念として互いに認識し合える努力を進めること、そして、保険請求業務の責任者である「施術管理者」の責務を更に明確かつ重くする実務研修の確立への模索、卒後研修によって資格と技術を更に高める取組みの重要さ等について、それぞれの実現に向けた必要性を加えられた。

最後に、「柔道整復師の力が大変重要な資源になることは間違いないと思います。しかし、皆さんが地域から一体何を求められているのか、どのように関わっていくのか、何をすれば信頼関係が構築されるのかをしっかりと考えていただき、それを実行し、地域社会からも関連各業種からも必要とされる存在にならなくてはいけません。更に、保険者との信頼関係を構築するためには、怪我を治すに当たって必要となる施術期間・施術回数について、業界が持つデータを分析して明確なエビデンスを示し、その情報を保険者とも共有することで意思の疎通を十分に図っていただきたいと思います。そして何より、地域とのコミュニケーションを日整だけでなく各都道府県単位、市区町村単位で実行し、行政、保険者、

地域の医師会をはじめとして多職種との連携を更に密にしていく努力が不可欠だと思います。その役割を担っていただけるかどうかが、地域の公益社団にとって最も大切なポイントだと思います」と述べられた。また今回の改正によって、柔道整復術を日本の伝統医療として将来に伝え続けるための枠組みを確立し、良い方向で運用されることを熱望され、ご講演を閉じられた。

■制度改正と療養費改定について

三橋裕之保険部長により、前日の11月２日に開催された療養費検討専門委員会における議論の内容について以下のごとく詳細に報告がされた。

平成28年３月から開催されてきた検討専門委員会ではあるが、本日講師としてお話いただいた矢田貝室長も含め厚労省保険局とは隔週ペースで議論を進めてきた成果であると思っている。日整からの本題である施術管理者の要件強化（３年の実務経験、研修講習）については、平成29年４月に約5,000名の新卒者が免許取得することから、４月から勤務柔道整復師として届出登録を義務化し、その後研修・講習を組み立てる案を強行に進めてきたが、保険者と厚労省からは研修・講習をセットで立ち上げるという案が出された。結果「平成29年度内にできるだけ早期に実施する」とセット案で方向づけられた。

その他、公的審査会権限強化は直ちに柔整審査会の現況を調査し、日整と保険者側の意見を聴取し早期実施する等全ての項目について行程表が示された。矢田貝室長の講演の中で「柔道整復術を日本の伝統医療として将来に向け枠組みを確立するため、国としてもできるだけの努力をする」と強い意志表示をしていただいたことを支えに、行程表に示された内容を形づけるための議論を全柔道整復師の代表である日整として継続していくと、今回の検討専門委員会における懸案事項について事例を示しながら報告された。

■療養費の支給基準について

伊藤宣人保険担当理事より従来公的審査会で使用されている、社会保険局発行の「療養費の支給基準」の内容について、解釈の相違等38ヶ所の疑義を生じやすい点を精査し、今後の発行に際して日本柔道整復師会として修正すべきところを調べ上げ、項目・科目ごとに提示し説明をされた。

■柔道整復療養費の手引きについて（柔整必携）

大藤忠昭保険担当理事より「柔整必携」について全体で56ヶ所の施術料金算定基準および算定上の実施上留意事項について精査し、柔整と医科との比較・整合性も考えた上でより良い内容となるものにしていくと説明された。

■保険部介護対策課報告

柔道整復師と介護保険について、柔道整復師の地域包括ケアシステムへの参入への働きかけおよび、介護予防事業から新総合事業への移行に伴い、

１．柔道整復師は何ができるか？

２．柔道整復師会として何をすべきか？

この２点について、全国で柔道整復師会が参入をしている事例を挙げ説明された。

何にも増して、行動を起こさなければ置いていかれる。少しでも収入減少の食い止めには自ら行動、実践しなくては先には進めないと強調された。

最後に、全国柔道整復師会での地域包括ケアシステム参入状況のアンケートを依頼された。

長年閉ざされていた重くて分厚い改革という扉が、いま開かれた。公的審査会権限強化や卒後実務研修などにおいての制度設計はまだ道半ばであるが、今後の、検討専門委員会において更に充実されることであろう。柔道整復師の資質の向上や職業倫理の涵養が期待されるところである。

最後に、萩原正和副会長の閉会の辞により本年度の全国保険部長会議は滞りなく終了した。

特別連載

柔道整復師のための楽しい統計学

入門編

横浜創英大学教授　星山　佳治

第１回／　平均値は必ずしも正しくない？

●「統計学」って何ですか？

今回から「統計」についてのお話しを何回かに分けて掲載することになりました。

ということで、まず最初は「統計って何？」というところからお話しを始めたいと思います。簡単に言えば【沢山のデータがあるときに、そこに含まれる情報を要約して、分かりやすくする手段を提供する学問】それが、「統計（学）」です。

ところが、「分かりやすくする」はずの統計学は、なぜか一般的には「とても難しい」というイメージがあるようです。確かに学問としての統計学をしっかり理解しようとすると、やはり難しい数式を操（あやつ）れるようになる必要があります。そのため、統計学の本にはたくさんの数式が山のように出てきます。それを最初に見てしまうと『難しい！』と感じて敬遠してしまうのだと思います。

しかし、「統計」はそれほど難しいところまで理解しなくても、普段から広く一般的に使われているものです。そこで今回のシリーズ企画では、できるだけ難しい数式を使わずに、統計学の基本を簡単に説明していきたいと思います。

●「平均値」って何？

まず手始めに【平均値】について考えてみましょう。「平均値」という言葉はごく一般的に使われていますが、実はこの言葉も統計用語の一つなのです。

では、分かりやすくするために、少し極端な例で説明をしてみたいと思います。

左下の【表１】をご覧ください。

たとえばここに10人の小学生がいて、そのうち９人のお小遣いは月額1,000円だとします。中に１人だけお金持ちの家の子供がいて、月に100,000円もお小遣いをもらっているという場合を考えてみたいと思います。

単純に10人の子供のお小遣いの【平均値】を計算してみると『平均値＝（千円×９＋10万円）÷10＝10,900円』ということになります。しかし、ここで算出した「平均値」は、ほとんどの子供達にとっては約10倍近くの額であり、たった一人のお金持ちの家の子供にとっては実際のお小遣いの約10分の１の金額です。そして、実際にお小遣いとして「10,900円」をもらっている子供は一人もいないことになります。

つまり、このときの「平均値（＝10,900円）」は、どの子供にとっても実態を正しく表した数値にはなっていません。それどころか、実際のお小遣いの額とはほど遠い値になってしまっています。

全体の中間であるはずの「平均値」を出したツモリだったのに、どうしてこんなことになってしまったのでしょう？

【表１】10人のお小遣い

平均値＝10,900

子供１	子供２	子供３	子供４	子供５	子供６	子供７	子供８	子供９	子供10
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100,000円

中央値＝1,000

【表２】11人の身長

平均値＝158,5

女性１	女性２	女性３	女性４	女性５	女性６	女性７	女性８	女性９	女性10	女性11
147	151	154	156	158	159	160	161	163	165	169cm

中央値＝159

●「最頻値（さいひんち）」？「中央値」？

このケースで見た子供たちのお小遣いは、大体「1,000円」くらいで、中には飛び抜けて高額な子供もいますが、それは例外といった方が実際の状況をうまく表しています。

つまり、お小遣いが「1,000円」の子供が10人のうちに9人（90%）もいて、その人数が一番多いことになります。この場合の値を**【最頻値】**といいます。

「平均値」も「最頻値」も、統計学ではデータの「代表値」といいますが、先ほど見たとおり、今回の例の場合には、「平均値」はデータの代表値としては不適切で、適切なのは「最頻値」の方ということになります。

実は、データの代表値として、もう一つ別のものがあります。それは、10人の子供のお小遣いを、小さい順に並べていって、人数のちょうど真ん中にあたる子供のお小遣いの金額を代表値にするという方法です。

今回の場合なら、10人の真ん中は5番目と6番目の間になってしまうので、ここではその二つデータの値を足して2で割ります。どちらも「1,000円」なので計算するまでもないですが、「1,000＋1,000÷2＝1,000」になり、これを**【中央値】**といいます。これも今回の代表値としては悪くありません。さて、今回の場合では、データの代表値として「最頻値」と「中央値」は適切でしたが、どうして「平均値」は駄目だったのでしょうか。

それは、**データの分布**の仕方が、平均値向きではなかったからなのです。つまり、データの分布の仕方によって、データの代表値を適切に出す方法が異なってくるということになります。

では、次はその辺りについても少し考えてみましょう。

●「正規分布（せいきぶんぷ）」？

たとえば、11人の女性の身長を計測して、値が小さい順に並べてみます。左ページの【表2】をご覧ください。全体の合計は1,743cmとなって、これを人数の11で割ると158.5cmになります。これが「平均値」ですね。今回の「11人の女性の身長」という場合には、平均値は158.5cmとなって、代表値として適切と言えます。

なぜ、さっきの例では適切でなくて、今回は適切なのか？それは、この場合のデータの分布は、平均値くらいの人が一番多く、それより低い人も高い人も徐々に少なくなっています。【図A】をご覧ください。このような分布を**【正規分布】**と呼びます。このようにデータが正規分布する場合の代表値としては平均値が適切になるのです。

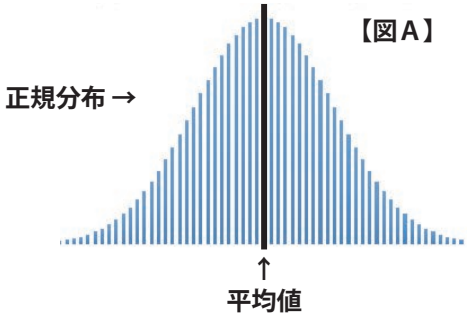

では、今度は「中央値」はどうでしょうか？11人の身長のデータの真ん中の人は6番目で159cmです（【表2】）。中央値もこのデータの代表値として適切と言えます。実は、正規分布するデータでは、「平均値」と「中央値」と「最頻値」がほぼ同じ値になるという性質があるのです。

さて、我われは毎日のように新聞やTVで多くの数値データを目にし、解説を聞いています。そして、そこで示される値について、**多くの人が「平均値」が全体の中間を示す値である**と思い込み、平均値こそが各項目の代表的な値であると信じています。しかし、それはデータが正規分布する場合に限られます。そして、「平均値」が代表値として必ずしも適切ではない場合があることを知っておくことはとても重要なことです。

というのは、実際のデータを基に『小学生のお小遣いは月額平均の1万円くらいが適切だ』と説明されたら、あなたは何の疑いもなく信じてしまうことでしょう。

自分自身でデータを正しく読む方法を知らなければ、これからも気付かぬうちに他者の示した根拠のないデータに左右されて、大きな過ちを犯してしまうかもしれません。

さぁ、次回も一緒に統計学を楽しく学びましょう。

プロフィール

星山佳治（横浜創英大学　教授）

学歴
昭和54年3月　東京大学医学部保健学科　卒業
昭和57年3月　東京大学医学系研究科修士課程修了　保健学修士
昭和60年3月　東京大学医学系研究科博士課程修了　保健学博士
（博医第596号）

職歴
平成16年1月　昭和大学医学部教授
平成24年4月　横浜創英大学看護学部教授

社会活動
平成11年4月　文部科学省大規模コホート運営委員（現在に至る）
平成14年4月　東京都花粉症対策検討委員会委員（現在に至る）
平成16年4月　日本疫学会評議員（平成27年12月まで）
平成18年4月　国立病院機構EBM推進のための大規模臨床研究統計責任者（現在に至る）

国際貢献10年の歩み 盛大に祝う

モンゴル国日本伝統治療（柔道整復術）普及事業祝賀会

平成28年（2016）11月22日(火)、公益社団法人日本柔道整復師会（日整）は、2006年から実施した「モンゴル国 日本伝統治療（柔道整復術）普及事業」の祝賀会を東京ドームホテルにおいて開催した。政官界や日本医師会をはじめ、モンゴル国、関係・関連団体、協力医療機関と施設など、幅広い層から126名の来賓を迎え、会員併せて242名で10年の歩みを振り返り盛大に祝った。

この事業は、柔道整復師の伝統的技術と知識を開発途上国（以下、途上国）に伝え、有効な医療資源として国益につながることを目的として始まった。2006年６月から2009年３月までは、外務省日本NGO連携無償資金協力によりODA（政府開発援助）として、モンゴル国で「日本伝統治療（柔道整復術）普及プロジェクト」を実施。更に2009年10月から2011年３月まで、JICA（国際協力機構）「草の根技術協力事業（支援型)」を契約し、継続事業として活動を実施した。

これらの実績が認められ2011年９月から５年間、更にJICA「草の根技術協力事業（パートナー型)」を契約して事業を継続した。そして５年計画により、モンゴル国内においてモンゴル人のみで柔道整復術普及活動ができる体制づくりを目的に、同国から日本に指導者候補を招き、医療機関（整形外科）や接骨院・整骨院において研修を行い、柔道整復術を習得していただいた。この過程において、技術や知識のほかに大切な日本人の熱き心も伝わり、平成28年８月をもって本邦研修の所期の目的を達成したのである。

感動を呼んだオープニング映像

ODAで最も成果を上げた事業

祝賀会は午後４時から始まり、柔道整復師の資格を持ちラジオDJやイベントMCとして活躍している玉木真穂さんが進行を務めた。

まず迫力あふれるオープニングビデオを上映。柔道整復術は、柔道整復師は、いつから、どのようにして始まったのであろうか。そのルーツは「西洋医学が日本に伝わる遥か以前、武道の『活法』が民族医学として発展してきた日本固有の誇りある伝統医療であり、『利他の精神』を貫き、西洋医学と民族医学を融合させながら時代と共に歩み進化を遂げてきた職業である」と簡潔に表現した。

嘉納治五郎先生が教育的価値の高い柔道と「精力善用 自他共栄」の精神を世界に広めたように、医療に恵まれない国々に柔道整復術と「利他の精神」を伝え役立ってもらいたい、という崇高な考えが日整執行部に芽生え、その気運は次第に高まっていった。参議院議員の武見敬三先生をはじめ、多くの方々のお力添えにより2002年５月に原健日整会長と当時の学術部長であった工藤鉄男常務理事らがジュネーブにあるWHO（世界保健機関）の本部を訪問。WHO伝統医学総会でのプレゼンテーションを経て、柔道整復術はWHOに正式に認知され、世界に柔道セラピーとして認められた。このお墨付きを契機に海外への普及活動が始まった。こうしたグローバルな視点で国際貢献事業に取り組んだことを紹介した。

そして、外務省・JICAと連携した10年間にわたる日整の地道な活動は、幾多の試練を乗り越えモンゴルの地で実を結んだ。その証として2016年９月１日、モンゴル国立医療科学大学に柔道整復術を教授する伝統医療セラピー科が新設された。柔道整復術が同国の風土となり、国民から愛される医療職種として根付き、発展するよう日整は強く願い、これからも協力していく姿勢を示した。

柔道整復術の普及事業が日本のODAの中で最も成果を上げたことにより、現地での技術移転の様子を2014年10月にNHK WORLDで唯一放送され、派遣会員の指導風景や落馬で負傷した人の手当など30分間にわたり紹介されたことも報じた。

日整は、世界的規模に視野を広げながら、今後も日本国の未来に向け貢献していくことを誓い、結びの場面とした。風が夢を運び、道が人を繋げる。このイメージどおり実現した大規模な事業に大きな拍手が湧き、会場内は暫し感動の空気に満たされた。

その余韻が浸る中、挨拶に立った工藤鉄男会長は来賓の皆様に対し、深甚なるお礼の言葉を述べた後「オープニングとしてモンゴル国での10年間の歩みをビデオでご覧いただきました。この事業にご支援ご協力をいただきました皆様に改めて厚くお礼申し上げます。伝統的価値と近代的価値を融合させてきた技術と精神がグローバル化され、途上国の医療整備がなされていない地域で必要とされています。その一つがこのモンゴル国です」と述べた（要旨別掲）。

次にモンゴル国への日本伝統治療（柔道整復術）普及プロジェクト10年間の活動について、国際部の萩原隆部長がスライドで説明。同国の地域医療従事者への研修・講習、モンゴル国立医療科学大学の授業に講師派遣、公開セミナーの開催、モンゴル人指導者や普及員の育成、柔道整復術テキストハンドブックを作成して活用するなど、その成果を報告した。

工藤会長　祝賀会挨拶の要旨

咲かせよう！「大輪の花」

国会議員の先生方をはじめ、多くのご来賓の皆様には大変お忙しい中をご臨席いただき、誠にありがとうございます。オープニングとしてモンゴル国での10年間の歩みをビデオでご覧いただきました。この事業にご支援ご協力をいただきました皆様に改めて厚くお礼申し上げます。

海外普及事業は、まず柔道整復術をWHOに日本の伝統医療として登録しようということで、参議院議員の武見敬三先生をはじめ、多くの関係者の皆様のご協力によりスタートいたしました。武見先生のお父さんは武見太郎先生という方で日本医師会長を務められた方でございます。小さいときに新潟県におきまして手を骨折し、接骨院の先生に治療してもらい、そのときの感動と感激が忘れなかったとのことです。

日整社団設立20周年記念式典ならびに祝賀会において武見太郎先生は「皆さんの技術は西洋や東洋から来た技術でもなく、日本で生まれ、日本の風土によってつくられた接骨術です。同時に日本人の利他の精神である人々に尽くす奉仕の心が治療に入っています。世界に類を見ない日本人の精神が入っている医療、これはまさに『日本の民族医療』です」と命名されました。

先輩の人たちは患部に触れて心を癒し、どんな夜中でも地域の人たちが苦しんでいるときに出かけて行きました。伝統的価値と近代的価値を融合させてきたこの技術と精神がグローバル化され、途上国の医療整備がなされていない地域で必要とされています。その一つがこのモンゴル国です。

非常に広大な土地の中で、首都であるウランバートルではある程度の医療が受けられます。しかし、それから300km、400km離れたところでは医療機関へのアクセスが悪く適切な処置が受けられないケースが珍しくありません。そのような中で柔道整復師が患部に触れることによって心を癒し、現地で入手可能な材料を用いて骨折や脱臼の治療を施すことができます。

この技術が同国で認められ、モンゴル国立医療科学大学に柔道整復術を教授する伝統医療セラピー科が新設されました。日本の有明医療大学と柔道セラピーを学問的に相互啓発し、研究し合うことになりました。そこに日整は技術協力をしていく新しいステージができています。

しかし、柔道整復術がモンゴル国に定着し、大輪の花を咲かすためには、日整と有明医療大学の力だけではできません。きょうご臨席をいただきましたご来賓の皆様をはじめ、関係各位のご支援とご協力が必要です。これからも更なるご指導いただきますよう、切にお願い申し上げます。

指導者認定証を授与

続いて、モンゴル国で柔道整復術の指導者となるための研修課程を達成されたエンフタイワン・トゥブシンバヤル准医師、ダシュラウダン・ボロルトゥーヤ准医師、オユンバータル・ダリンチュルン准医師、ムンフバートル・ボロルチメグ准医師に工藤会長から指導者認定書が授与され、故国での活躍に期待を込めて大きな拍手が送られた。

この後、指導者の皆様から工藤会長へ心の込もったプレゼントが贈られた。次にモンゴル国立医療科学大学から日整に記念品が贈られ、これに対し日整からも同大学へ記念品を贈呈した。

認定書を手に

日整から大学へ記念品

来賓挨拶（要旨）

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣
丸川珠代 氏

世界に誇る伝統医療

公益社団法人日本柔道整復師会におかれましては、社会に寄与しながら柔道整復師の資質向上に努めておられ、高く敬意とお礼を申し上げます。そしてモンゴル国において外傷患者に対して適切な治療を行い、外傷後の後遺症に悩む方を一人でも少なくするため、平成18年から10年間に及ぶ活動を行い、モンゴル国全土を奔走し、厳しい環境の中で技術指導が行われてきました。海外での長年の取り組みについては、大変なご苦労があったかと存じます。皆様のご尽力に対して心から敬意を表します。

柔道整復術は古来から日本の伝統医療として地域社会の住民の健康維持に大きく貢献をされてきました。我が国が誇る伝統医療を世界に配信されることは大変喜ばしいことであり、モンゴル国立医療科学大学に柔道整復術を学ぶコースが設立されたことは、ひとえに貴会のご努力の証であると、これもまた敬意を表したいと存じます。

近年では柔道整復師の皆様を取り巻く環境も変化し、施術者の質の向上が求められていると聞いております。このような状況を踏まえて、昨年12月からは柔道整復師会の皆様の協力の下で、学校養成施設の教育内容の検討が行われ、その報告書が10月に取りまとめられたと聞いております。このようなことを踏まえ今後も柔道整復師の皆様方が世界に誇るこの伝統医療として、良質なサービスを国民に提供されることを願っております。

2020年には東京にオリンピック・パラリンピックがやって来ます。ご承知のように柔道は世界中に普及した国際スポーツです。フランスでは柔道に取り組む競技人口が日本の競技人口を遥かに上回っています。柔道と同じように柔道整復術がオリンピック・パラリンピック大会を通じて世界の皆様に認識され、理解され、広がっていくことを心から願っております。結びにあたり、日本柔道整復師会のますますのご発展を祈念申し上げまして、祝辞とさせていただきます。

公益社団法人日本医師会常任理事　釜萢　敏 氏

病院や診療所との更なる連携を

本日は私どもの横倉義武会長がお伺いするはずでしたが、あいにく会議が重なり、私が名代として参りました。先ほどの映像を拝見いたしまして、工藤会長様をはじめ日本柔道整復師会の皆様のモンゴルにおける活動が非常に素晴らしい、と感銘を受けました。それは首都ウランバートルばかりでなく、幅広くあちこちに出向かれ、10年にわたって活動を続けられたことでございます。

これまでにも、柔道整復師の皆様には大変お世話になっておりますけれども、更にこれから、接骨院と病院・診療所との連携を深め、地域の皆様により良い医療を提供することができるように強く願っているところでございます。日本柔道整復師会のますますのご発展を心からお祈りいたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

駐日モンゴル大使館　参事官・領事部長
L. エルデネダワー 氏

両国友好と故国発展に取り組む

モンゴル国と日本の友好関係は毎年深くなっています。国民の交流も活発になっております。日本の皆さんのご協力の中　自分の国を発展できる国にしたいと思っております。今までの26年間モンゴルが民主化されて以来、たくさんの援助をいただきました。これからも努力してモンゴルが素晴らしい国になるように頑張りたいと思います。

柔道整復師会の皆さんがモンゴルで素晴らしい事業を拡大普及させていただきましたことに対し、心から感謝申し上げたいと思います。10年間大変なご苦労をされたかと思います。全土が大変な気候の中で生活をしている遊牧民の所に行き、治療をしていただいていることに地方の出身として心から感謝したいと思います。これからも継続的に皆さんにお世話になりながら事業を継続させていただきたいと思います。

この事業にご支援をいただいた国会議員の先生方や政府の皆様、関係者の皆様にも心から感謝いたします。モンゴル国と日本、両国の友好関係がますます発展することと、日本柔道整復師会の活躍を心からお祈りして挨拶といたします。

厚生労働省　医政局医事課長　武井貞治 氏

国民に信頼される柔道整復師に

貴会におかれましては柔道整復の進歩発展に努め、国民の保健衛生の向上に大きく貢献されたことに深く感謝いたします。

この度の事業では平成18年から日本国内に留まらず、モンゴル国において准医師への講習会や学生への講義、公開講座などを開催し、柔道整復の普及を図るとともに指導者育成のためモンゴル国の方を日本に招いての研修を実施するなど、多岐にわたって取り組みを行われたと伺っております。

ご尽力の甲斐あって、本年９月にはモンゴル国立医療科学大学において日本国外ではじめての柔道整復を専門的に学ぶコースである伝統医療セラピー科コースが開設されたとのこと、皆様の長年にわたるご努力とその成果に心から敬意を表します。今後モンゴル国において更なる柔道整復のご発展と保健衛生の推進を祈念いたします。

さて、我が国の医療をめぐる環境は急速な少子高齢化、医療技術の高度化、これに伴う国民の医療サービス受用の多様化など大きく変化しており、国民の医療に対する関心、信頼を確保し質の高い医療サービスを安定的に提供できる体制の構築が重要な課題となっております。このような中、厚生労働省では、昨年12月から柔道整復師養成施設のカリキュラム等に関する検討会を開催し、教育内容等の改善について貴会の長尾淳彦先生にも構成員としてご意見を賜りながら５回にわたり議論を重ねてまいりました。今後、これらの議論を踏まえ、カリキュラム等の見直しに向けた検討作業について更に進めてまいりますので、これまで以上に高い資質をもった柔道整復師が養成されることを期待しております。

柔道整復は伝統的な医療として長く社会に受け入れられ、国民の健康の保持に大きく貢献してきました。貴会をはじめ柔道整復師の皆様が引き続き自己研鑽を重ねられ、より一層国民の信頼と期待にお応えいただけるようお願い申し上げるとともに、貴会のますますのご発展と皆様のご健康ご活躍を心から祈念してお祝いの言葉といたします。

外務省　アジア大洋州局　中国・モンゴル第１課
上席専門官　林　伸一郎 氏

国際協力事業のお手本

私が日本柔道整復師会の皆さまに初めてお会いしたのは2005年の暮れのことだったと思います。モンゴル相撲の全国大会の会場で柔道整復師会の皆さま方が怪我をした力士の手当てをしていました。モンゴル人にとっては日本の柔道整復術をまのあたりにして、ものすごくびっくりして、感動して、この術を私たちにぜひ教えてほしいと言われたそうです。

外務省として柔道整復術をモンゴルに普及されることに協力してもらうことはできないかと、相談を受

けたのが2005年の暮れのことでした。私はそのときモンゴルの担当をしておりましたので、微力ではありますが何とか後押しができればと思っておりました。結果的には柔道整復師会で担当者されている方が本当に粘り強く、何度も何度も申請書を書き直し、文句ひとつ言わずやってくださいました。そのお陰をもちまして、外務省の日本NGO連携無償事業（N連）の一つに採択されました。そして2006年から３年間モンゴルで事業を展開してくださいました。

皆様のモンゴルへの熱い思いは私が想像するよりも遥かに高いところにありました。外務省の事業が終った後もJICAの「草の根技術協力事業（支援型）」の支援を受け事業を展開しました。更にJICAの「草の根技術協力事業（パートナー型）」という新しいプログラムに挑戦され、合計10年間モンゴルで活動されました。モンゴルは日本の国土の４倍あって21の県があります。実は私も長くモンゴルへ行ったことがありますが、全て回ったわけではありません。大自然で綺麗なところですが、道路整備はなく、水洗トイレや電気も水道もないようなところで皆様は長く滞在され、日本の伝統治療の技術普及に努められました。10年間ひたむきにモンゴルに種をまき続けられ、その結果、先ほど認定証を受けられた４人のモンゴルの方が育てられたのだと思います。

これまでに皆さんの努力によってどんなに多くのモンゴルの人が救われてきたのだろうか、そしてこれから更にどんなに多くのモンゴルの人たちが救われるのだろうか、といったことにその思いを馳せてしまうと非常に胸が熱くなります。

この事業の素晴らしさを一番よく知っているのは私ではないかと思います。外務省もJICAのこのプログラムを非常に高く評価していますので、草の根技術協力のお手本としてこれから語り継がれていくことと思います。工藤会長をはじめ、幹部の方々と日本柔道整復師会の皆さまにお礼を申し上げて挨拶といたします。

事業成功と前途を祝す

ご来賓の皆様から祝辞いただいた後、日本伝統医療の理解者の一人であり、長きにわたり柔道整復師業界にご尽力をいただいている医事評論家の水野肇先生のご発声により、業界の更なる発展を願い祝杯を挙げた。

水野先生は、平成７年に医療保険審議会に設置された「柔道整復等療養費専門部会」の12名の委員の中に選ばれ、同じく委員として孤軍奮闘した当時の松本好司日整会長に、多大なお力添えをいただいた方である。よって柔道整復師のことは深く知り得ており、乾杯前の挨拶で未来を見据え、これから少しずつ伸びていくと思われる業界である、と前途を祝した。

水野氏

世界を俯瞰する視点で

この後は顧問である国会議員の先生方からの祝辞が続き、目標達成に対する高い評価と称賛の声が続出した。モンゴル国立医療科学大学に、柔道整復術を教授する伝統医療セラピー科が新設されたことは事業成功の証であると異口同音。そして日本の伝統医療を海外に普及させることは、逆に日本国内での伝統医療を育てることに繋がるとの指針も示された。

尾辻氏

逢沢氏

元厚生労働大臣であり、日整顧問団世話人会相談役でもある参議院議員の尾辻秀久先生は挨拶で、モンゴル友好議員連盟会長を長きにわたって務められたことを懐古した。

特に外務省との橋渡しで方向性を見出していただいた衆議院議員の逢沢一郎先生は「まさに柔道整復術が世界に飛躍。実は柔道整復師会の先生方に私たちの方からお願いを申し上げ、この素晴らしい施術によって多くの人たちを幸せに導く、安心安全をより確かなものにしていく、これは柔道整復師会の先

生方にお願いするだけではなくて、国家としてのプロジェクト事業にさせていただけないか。そんなお願いと相談を工藤会長はじめ先生方に申し上げた数年前のことが思い起こされるわけでございます。『地球儀を俯瞰する外交』これは安倍総理がいつも使われる言葉ですが、まさに柔道整復師会の先生方にも世界を俯瞰するそういった大きな地球的視野をお持ちになっていただきまして飛躍発展へ再度心からお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます」と感慨深く語られた。

自見氏

参議院議員の自見英子（はなこ）先生は「私は小児科医として勤務しておりますが、医は仁術であると思っております。先生方は柔道整復師ということで、道を伝えていてくださっています。私も医の同じ医療を教わる人間として先生方と皆様にお役にたてるように、共に頑張っていきたいと思います」と述べられた。

この後に祝電の披露があり、盛会裏のうちに閉宴となった。

祝 電

外務大臣　岸田文雄 様

「本日の日本伝統治療普及事業祝賀会を祝し、心よりお喜びを申し上げます。関係各位の並々ならぬご尽力に敬意を表し、会の益々のご発展と皆様方のご健勝をお祈りいたします」

厚生労働大臣　塩崎恭久 様

「日本伝統治療（柔道整復術）普及事業祝賀会が開かれるにあたり、一言ご祝辞を申し上げます。

貴会は、10年間の歳月を経て、モンゴル国において日本の伝統治療である柔道整復術の普及プロジェクトに尽力されてこられました。今日、その成果の一つとして、モンゴル国立医療科学大学に「伝統医療セラピー科」コースが開設されたことは、貴会の普及プロジェクト活動がモンゴル国において大変重要視されたことを物語っており、今後の成り行きが大変注目されるところであります。

日本の伝統医療である柔道整復術が海を渡り、海外各国の国づくり、人づくりに益々、貢献されることを祈念し、日本柔道整復師会のご発展とご臨席の皆様のご健勝をお祈り申し上げ、祝賀ご挨拶といたします」

国民の利益第一の業界に

公益社団法人日本柔道整復師会（以下、日整）は、平成28年12月12日(日)、東京都台東区にある東天紅３階「鳳凰の間」にて特別講演・合同部会・懇親会を開催した。宮澤清和局長の司会で、萩原正和日整副会長の開会の辞で始まった。工藤鉄男会長は挨拶の中で、いま、日整が取り組んでいる教育改革・制度改革によって、より一層国民のためになるような業界になっていかなくてはならないと強調された。当日は、日本柔整会館において各部ごとに会議を開催した。その後、会場を移し、特別講演が行われ、合同部会および懇親会へと進んだ。

懇親会は、志田康雄日整顧問弁護士乾杯のご発声で開宴された。来賓紹介の中で、今回、モンゴル普及事業祝賀会でご協力いただいた東京都柔道整復師会関係者の紹介があった。

各部報告は総務部から始まり、工藤体制になってからの経緯の中で、47都道府県社団の名称統一・公益法人化・政治力の強化・活発な行動として、養成学校カリキュラム等の改善とともに、柔道整復師の質の向上を図る国家試験の見直し、三者協定制度改革において厚労省担当部局との打ち合わせ。今後の展望として、柔整アカデミーの創設、骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷に係る匠の養成を目的とした日整NPO法人よる教育機関の創設、国際事業の展開、統計業務の確立、柔道整復画像センター（構想）、厚生労働省研修生の派遣など、各部に全て関係した報告をされた。

特別講演

元衆議院議長　伊吹文明先生

間違えるエリート・怒る大衆

伊吹先生は「最近の国際状況・日本の状況はどうなんだろうかという中で、柔道整復師会にとっての１年は、まず法律や形の上では進んだ年であったと思います。工藤会長はじめ執行部の皆様方が、積極的に我が党にも厚労省にも働き掛けられて制度的には進みました。これによって社会的地位も評価される枠組みができたということで、来年以降これに魂が入れられるかどうかは、各地における柔道整復師の行動に掛かっているといってもいいと思っております」と、大変重く受け止めなければならない前置きを述べられ、講演が始まった。

＜経済情勢（要旨）＞

何気なく保守主義だとかいいますが、保守とはどのような思想なのかという理解をしている人はいないのではないのか思う。保守というものは極めて謙虚な思想だと思う。人間は常に間違えるものだということから出発している思想だと思う。個人は間違える、自分は間違える、だから一人で物事を独断で決めるということは極めて危険なことなので、できるだけ大勢の人たちの意見を尊重するということが大切である。

経済においては、計画経済・社会主義とか一部の人たちが経済を支配するのではなく自由に取引をさせて値段を決めてやっていくのが良いのではないかという自由主義市場経済を守るというものがあり、独裁制や一党独裁に反対して、みんなで物事を決めていく民主主義というものがある。

しかしこれも間違う。一世代だけの多数決は危ない、何百年にわたって積み上げてきた伝統とか、日本人の生き方・教示・法律に書かれていない掟のようなものを一番大切にすることが保守である。

世界情勢に触れ、エリートが失敗をして上手くやってくれない怒りが出て民衆が反発する。また政策的に失敗したのではなくて、政策以前の問題である国もある。世界各国先進国で起こっていることは、政策で失敗して、うまくやってくれないじゃないかという大衆が民主主義という装置を使って反乱を起こしているという現象がある。日本はどうかというと、経済が小さくなる率よりも物価が下がる率が高かったため、実質的には成長率が上がったような錯覚にとらわれていたので、自民党政権は「デフレからの脱却」を行い、物価が下がることは経済を大きくする力が出てこないということで、金融緩和政策を行った。

＜日整に期待（要旨）＞

次に消費税の先送りについて語られ、いまの日本は少子高齢化時代となり社会保障費の莫大な金額が必要となり、将来の社会保障が危うくなる。そこで我われ業界のことに触れ、とにかく新聞紙上に悪いことが出過ぎである。こんなことをしていたのでは保険適用を外そうということになる。そこで取り組んでいることが、管理柔道整復師として、しっかりと保険請求できる資格を取ってもらわなければならない。それには、研修を受けなくてはならない。その研修はどのような内容で行っていけばよいか。これは、日本医師会、歯科医師会を見習わなければならない。日本医師会の組織は、一つに確立をしてそこにほとんどの医師の倫理、行動を統一できる組織になっているので、日整もそうなっていただきたい。研修もできれば日整を中心に各都道府県で受講してもらう。日整に入会しなければ上手くいかないという求心力を高め、この組織を中心にして柔道整復術が一つの流れとして確立しなければならないということを、工藤会長が行っていることである。

それ以外に、誰でも簡単に柔道整復師になれるということも考える必要がある。学校カリキュラム等の在り方などの確立ができれば、社会的地位も高まり、周辺医療術に対する社会の認識も違ってくるので、立派な柔道整復師によって困っている国民、患者さんが施術を受けられる日本社会を目指していこうということに我われもバックアップをします。

今日ここにおられる先生方は各都道府県の代表であるので、エリートが間違って、一般の国民、患者さんを怒らせないように、しっかりと仲間を掌握してもらわないと、日整で取り組んでいることの意味がなくなってくると思う。

柔道グランドスラム東京2016

トレーナーおよび救護室活動報告

日　時：平成28年12月2日(金)～4日(日)
場　所：東京体育館
派遣者：田澤裕二(国際部)、金井英樹(国際部)、
　　浪尾敬一(香川県)、田澤俊二(神奈川県)

昨年はオリンピックイヤーということもあり、例年よりも200名参加者が少ない大会となった。日本も含め、どの国も若手の成長著しい選手が出場していたが、当会で担当した韓国、モンゴルの選手団にはリオオリンピックのメダリストも参加していた。大会前日からコンディショニングのためにホテルで選手の体をケアをしたが、オリンピック後ということもあり十分に練習ができなく、本調子でない選手が多かった。そんな中、モンゴル国においては同大会初の金メダリストが誕生したのを皮切りに初日からメダルラッシュとなり、選手団一同、非常に良い雰囲気で大会を終えることができた。

また両国のトレーナー活動とは別に、今大会から医療衛生部の研修員として救護室で活動することができた。医療衛生部は医師20名、柔道整復師２名、理学療法士２名、看護師２名であり、スタッフ間の役割や試合中の外傷や疾病の対応の流れが学べ、大変勉強になった。医科学委員会は今後、国際柔道連盟審判規定に基づいた救護を熟知する必要があるため、講習会を定期的に開催予定であり、多くの柔道整復師にも参加してほしいとのことであった。国際試合の救護係として活動を継続することは、2020年東京オリンピックを迎えるに当たり柔道整復師として非常に有意義であると感じられる大会であった。

第4回柔道医科学研究会参加報告書

日　時：平成28年12月1日(木)18時～20時30分
場　所：アルカディア市ヶ谷
参加者：金井英樹(国際部)
　　渡邊高志(千葉県柔道整復師会)

今年度もグランドスラム柔道東京大会に合わせ、柔道医科学研究会が開催された。本研究会は全てオーラルプレゼンテーションで、医師、大学関係者、柔道整復師などから15の演題が発表された。

以前は毎年死亡事故につながる頭頸部外傷の発表が多かったが、最近４年間ではリスクランクの高い報告は減少傾向し、巻き込み技による“肩から落ちる”“手をつく”という外傷が多い傾向との報告があった。外傷のメカニズムを明らかにするまたは、予防する観点から試合時にビデオ撮影し、検証することが今後必要との意見が多かった。

柔道競技における大会救護の職種の中では医師よりも柔道整復師の割合が多いとの報告があり、今後国際柔道大会での柔道整復師の活躍が期待されると思われる。一方、国内には救護マニュアルが存在しないということで、救護に関わるスタッフのコンセンサスを得るためにマニュアルの作成が急務であるとのことであった。

なお、日本柔道整復師会からは千葉県の渡邊高志会員が「柔道『形』の実技から外傷メカニズムと整復に関する質的研究」について発表した。

グローバルフェスタ JAPAN2016

平成28年10月１・２の両日、お台場センタープロムナードにおいて標記の日本最大級国際協力イベントが開催された。この写真展の「公的機関部門」には昨年度に引き続きモンゴルでの、JICA草の根技術協力（パートナー型）日本伝統治療（柔道整復術）指導者育成・普及プロジェクト（以下、プロジェクト）活動期間中の写真が選出され、展示された。

展示写真タイトル「デール（民族衣装）でお迎え」

モンゴルでは、旧正月が終わり、本格的な春を迎える３月、伝統的民族衣装であるデールを着て、皆で春の訪れを祝う儀式がある。

当プロジェクトの平成28年３月の派遣では、活動をカウンターパートであるモンゴル国立医療科学大学分校のあるゴビアルタイ県で実施した。

この写真は、その時に、日本人指導者一同が伝統的民族衣装であるデールを着た学校関係者の心温まる出迎えを受け、その心遣いに感激・感動した１コマである。

JICA草の根技術協力事業（パートナー型）事業完了報告会

2011年９月１日から2016年８月31日まで５年間実施しました日本伝統治療（柔道整復術）指導者育成・普及プロジェクトの事業完了報告会を、JICA東京別館セミナールームにて実施しました。

東京国際センター（JICA東京）市民参加協力第二課の磯村望氏の司会の下始まった報告会は、佐々木十一郎所長より「非の打ち所がないプロジェクトであり、制度にまで組み込んだのは数あるプロジェクトの中でも類を見ない」とのご挨拶があり、本プロジェクトは今後のさまざまな活動の手本になると高い評価をいただきました。

本プロジェクトの本間プロジェクトマネージャーは５年間の活動報告と５名のモンゴル人指導者を育てた喜びを報告しました。

モンゴルJICA事務所もテレビ会議システムを用いて参加し、現場からの活動に対しての意見交換を行うことができました。

一般参加として、モンゴル人指導者の日本研修で大変お世話になりました医療法人社団宏友会 栗原整形外科院長の栗原友介先生、派遣者として横田良介会員も出席いたしました。

第64回 全日本産業別柔道大会

(「医療接骨」チーム出場)報告

第64回全日本産業別柔道大会が、平成28年11月23日（水・祝）に講道館大道場において、各業種約230名の監督・コーチ・選手らが参加し、盛大に開催されました。

この大会は昭和28年に発足し、各企業の枠を超え、柔道を通した互いの交流・親睦の場として、今大会は、医療接骨、繊維、鉄鋼など９部門の業種別チーム編成で行われました。

試合方法は、９部門の業種別チームをA・Bの２ブロックに分けてリーグ戦を行い、各ブロックの１位同士が対戦して優勝・準優勝を決し、２位同士が対戦して３位を決定します。

開会式においては、石川県の城寳忠信会員に功労賞（選手として８回以上出場）が贈られ、この全国大会で活躍する選手が名を連ねる本大会において、８年の長きにわたり活躍されている城寳会員には、心からの敬意を表するものです。

さて、我が「医療接骨」チームは、「官公庁」「JR」「食品・印刷・サービス」「鉄鋼」チームとBブロックで戦う組み合わせでした。

初戦は、「官公庁」チームを相手に２勝４敗、２回戦は「JR」チームに接戦の末６勝６敗となり、試合内容で惜しくも敗北。３回戦は「食品・印刷・サービス」チームに１勝11敗、最後の「鉄鋼」チームには、３勝７敗という戦績でした。結果、０勝４敗でBブロック５位でした。決勝戦は、Aブロック１位の「繊維」チーム対Bブロック１位の「食品・印刷・サービス」チームで行われ、５対３で「食品・印刷・サービス」チームが２年ぶりの優勝。また、３位決定戦では、Aブロック２位の「運輸」チームとBブロック２位「鉄鋼」チームで行われ、７対４で勝利した「鉄鋼」チームが３位でした。

城寳会員

「医療接骨」チームの選手・スタッフは次のとおり。

選手別	段位	氏名	所属
監　督		和田　秀樹	日本柔道整復師会
コーチ		湊谷　知幹	日本柔道整復師会
選手	6	岡本　雅信	岡本接骨院
〃	5	坂本　周作	整骨院やわらぎたまプラーザ院
〃	4	軽部　友和	整骨院やわらぎ厚木院
〃	4	横尾　大悟	よこお整骨院
〃	5	城寳　忠信	城宝接骨院
〃	3	窪田　和樹	窪田接骨院
〃	2	ガンバートル・フデレムンフ	京都医健専門学校附属接骨院
〃	3	重松　賢太郎	了徳寺学園医療専門学校
〃	2	三浦　広光	日本柔道整復専門学校
〃	3	村本　良太	日本柔道整復専門学校
〃	2	大田　雄祐	北信越柔整専門学校
〃	4	生駒　知也	近畿医療専門学校
〃	2	宇佐見　諭生	米田柔整専門学校
〃	1	村居　拓哉	米田柔整専門学校
〃	2	江田　千裕	福岡医健専門学校
〃	3	藤本　将光	福岡医健専門学校
〃	3	草場　勇太	九州医療専門学校
〃	3	大束　匡彦	九州医療スポーツ専門学校

理事会だより

平成28年度　第４回理事会

開催場所	日本柔整会館２階理事会室
開催日時	平成28年９月28日(水)正午～午後５時30分
理事現在数及び定足数	現在数18名　定足数10名
出席者	理事18名中17名出席 工藤、松岡、豊嶋、佐藤、三橋、安田、森川、萩原(隆)、市川、和田、渡邊、伊藤(宣)、大藤、石原、原、伊藤(述)、富永
理事外の出席者	内山監事、寺本監事、新井情報管理室室長、 (以下４名は第１号議案のみ出席) 阿部新潟県会長、林富山県会長、嶋谷石川県会長、砂子福井県会長
議長	工藤会長
司会	豊嶋総務部長
開会の辞	松岡副会長
閉会の辞	松岡副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と内山富之・寺本欽弥 両監事であることを確認した。

議　題

第１号議案『富山大学寄附講座について』

総務部長から議案について説明があった。平成28年６月８日の理事会において富山大学との交渉は理事会から三役に一任されたことを受け、経過説明並びに現在の交渉の窓口は松岡副会長としている旨の報告があり、①平成28年度は寄附講座を続けること、②28年度の講座において業務拡大に繋がる成果が出されない場合、講座継続は難しいものであること、③講座継続の可否については、大学側の意向も踏まえ、平成28年12月までに理事会決定することを、審議の結果、承認可決した。

第２号議案『災害対応について』

(1) 災害見舞申請について（熊本県）

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、「災害見舞規程」に基づき、熊本県からの災害見舞申請（全壊２件、半壊１件）を承認可決した。

(2) 被災会員（全壊２名）の会費免除について

総務部長から議案について説明があった。平成28年６月26日の通常総会において、「平成28年熊本地震」に係る全壊相当の会費免除者に関する承認が理事会に一任されたことを受け、審議の結果、(1) で承認された全壊２名(増永清人、岡島淳一)について、平成28年度会費負担金の免除が承認可決された。

(3) 災害対策の基本理念及び基本方針等(案)について

総務部長から「日本柔道整復師会並びに都道府県柔道整復師会における災害対策の基本理念及び基本方針等」（案）について説明があった。柔道整復師倫理綱領第１条の精神に則り、必要な災害対策を行うこととする旨の基本理念を実現するために、基本方針（①被災住民への対策関係（災害協定の締結又は見直し推進等)、②被災都道府県柔道整復師会及び被災会員並びにDJATによる救護活動等への対策関係（災害対策積立金規程の創設等)、③共通の対策関係（連絡網の再構築等)）に基づき対応すること、並びに当面の対応事項について確認し、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(4) 災害対策積立金規程（案）について

経理部長から「公益社団法人日本柔道整復師会災害対策積立金規程」（案）について説明があった。

審議の結果、現行の「災害見舞規程」内容を盛り込み、(3) で承認可決した基本理念、基本方針等に沿うよう留意して支援金や救護活動に関する内容を定めた本規程について、平成28年９月29日施行とし、本施行をもって「災害見舞規程」(平成17年５月20日施行) を廃止することを承認可決した。

(5)「平成28年熊本地震」支援金残額の対応 (案) について

経理部長から議案について説明があった。審議の結果、(4) で承認された規程を受け、①「平成28年熊本地震」に関する都道府県柔道整復師会会長が認めた会員等による救護活動への助成申請 (申請締切日11月８日) に係る通知を、都道府県柔道整復師会へ発出すること、②当申請に係る給付を11月末までに実行すること、③上記②の給付実行を前提としたその後の対応案については、(a) 都道府県柔道整復師会からの給付申請総額が支援金残額を超える場合は、残額の範囲内に収まるよう給付額を調整して対応する、(b) 救護活動等に係る助成金の給付申請総額が、現在の支援金残額を下回り、なお支援金が余る場合は、積立金規程の内容は、理事会に一任することが先の総会で決議されていることから、同規程に基づき、理事会の決議を経て積立金として積み立て、今後の災害対応に役立てることとする提案を、原案どおり承認可決した。

第３号議案『表彰の見直し等について』

総務部長から日整の表彰関係５規程 (「公益社団法人日本柔道整復師会表彰規程」「一般表彰内規」「帰一賞内規」「日整会長学術賞内規」「叙勲、褒章等申請に関する内規」) の改正について説明があった。審議の結果、①人格見識が優れ、かつ日常の素行や柔道整復の業務内容及び会務における積極的な貢献が、他の会員の模範となると認められる等の会員のうち、柔道整復の業務の傍ら、長年、柔道の指導を通じて青少年・少女の健全育成をすることにより地域に貢献し、その功績が顕著であると認められる会員に対して、日整の最高栄誉賞である「帰一賞」に、顧問の山下泰裕先生から名称の推薦のあった「帰一精錬賞」を加えて、授与できるようにすること、②「会長表彰」又は「会長感謝状」を受賞する会員と同等の功績があると認められる一般の者に対し、「会長表彰」又は「会長感謝状」を授与できるようにすること、③長寿会員に対する表彰である現行の特別表彰を、「長寿表彰」と表彰名を改めるとともに、新たに、「特別表彰」については、特別の名称に相応しい表彰要件で整理したこと、④「帰一精錬賞」への登竜門的位置づけで「柔道功労表彰」を整理したこと、⑤表彰関係規程改正を受け「公益社団法人日本柔道整復師会慶弔見舞規程」の関連箇所を改正すること、⑥以上の改正は平成28年10月１日施行とする等の提案を、原案どおり承認可決した。

第４号議案『講師派遣規程の見直しについて』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、従来の規定では不明確であった部分の手続きを明確にした「講師派遣規程」改正案について、平成28年10月１日施行とし、原案どおり承認可決した。

第５号議案『職員慶弔見舞規程 (案) について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、従来定めのなかった「公益社団法人日本柔道整復師会職員慶弔見舞規程」について、平成28年９月28日施行とし、原案どおり承認可決した。

第６号議案『全国保険部長会議次第 (案) について』

保険部長から議案について説明があった。平成28年11月３日開催予定の全国保険部長会議次第 (案) について、審議の結果、原案どおり承認可決した。

第７号議案『日整学術大会の今後の開催について (案)』

学術部長から議案について説明があった。審議の結果、平成30年から隔年開催 (例えば、平成30年は５地区、31年度は残りの６地区で開催する等) とする方向性の下、今後、学術部で内容を精査検討し、改めて理事会に提案をする旨、承認可決した。

第８号議案『公認私的研究会の新規登録申請等について』

学術部長から議案について説明があった。審議の結果、新規登録申請３件 (富山臨床接骨学研究会 (富山県)、日曜学校 (愛知県)、セミナー明日の柔整を考える会 (兵庫県)) を承認可決した。なお関連で、実践柔整セミナー (兵庫県) の廃止と、釧路整骨研究会 (北海道) の代表者変更について報告がされた。

第９号議案『モンゴル国における柔道整復術の技術支援について』

国際部長から議案について説明があった。10年間

に亘る外務省並びにJICA事業が本年８月をもって無事完了したが、今後のモンゴルでの活動については、モンゴルから要望が出てきた場合に、審議決定する旨の確認がなされた。従って、モンゴルから要望の出ていない現段階では、本議案は取り下げられることとなった。

第10号議案『柔道整復術の教科書（英語版）の作成について』

国際部長から議案について説明があった。審議の結果、３社以上の相見積りを取ることを条件に、標記教科書作成について承認可決した。

第11号議案『JICA事業完了に伴う報告会開催について』

国際部長から議案について説明があった。平成28年11月21日開催予定の「JICA事業完了報告会」（於：JICA東京センター）へのモンゴル人指導者５名の招聘について、審議の結果、否決された。

第12号議案『日整モンゴル事業祝賀会について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、モンゴルでの外務省並びにJICA事業が無事完了したこと、並びにこの事業の成果の一つとして、モンゴル国立医療科学大学において「伝統医療セラピー科」コースが開設されたことを記念して、平成28年11月22日に総務部仕切りで祝賀会を開催することを承認可決した。

また、国際部長から、本祝賀会時に配布するための本事業に係る報告書（日本語版）の作成について提案があった。審議の結果、その内容等を改めて整理検討することとなり、継続審議とした。

報告事項

① 職務執行状況報告について
会長（工藤鉄男）、副会長（松岡保）、理事（豊嶋良一・佐藤金一・三橋裕之・安田 剛・森川伸治・萩原 隆・市川善章・和田秀樹・渡邉寛・伊藤宣人・大藤忠昭・石原 誠・原 正和・伊藤述史・富永敬二）から、前回報告以降の事業計画に沿って行った自己の職務の執行状況について報告があった。

② 日整柔道大会について

③ 産業別柔道大会について

④ 柔道整復師の教育を行う新組織（NPO法人）の名称案について

⑤ 理事会議事録について

⑥ 産經新聞掲載記事（技あり！ほねつぎの健康術）

⑦ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事（柔道整復師から学ぶコツコツ健康術）

⑧ 日本柔道整復接骨医学会顧問について

⑨ 柔道整復師卒後臨床研修論点抽出委員会委員候補者の推薦について（財団から）

⑩ 柔道整復師養成施設の第三者評価導入に関する調査事業外部評価チーム委員の推薦について（財団から）

⑪ 柔道整復師連携フォーラムについて（全整連から）

⑫ 第７回JIMTEF災害医療研修受講者

⑬ ベトナム研修員受入について（JIMTEFから礼状）

⑭ 全国柔整鍼灸協会発会式について

⑮ 平成28年度税務経営実態調査（会員個人向け）について

⑯ 予算管理月報（７月分）

⑰ 経理部会報告

⑱ 第７回柔道整復療養費検討専門委員会報告

⑲ 柔道整復療養費の改定について

⑳ 学術生涯学習講習会　内容等について

㉑「日本伝統治療（柔道整復術）指導者育成・普及プロジェクト」完了に伴うモンゴル国派遣報告

㉒ 草の根技術協力事業に係るJICA事業完了報告書

㉓ モンゴル通信　保健大臣面談記事

㉔ 国際モンゴル伝統医療大学「伝統医療セラピー科」開校式（９月１日）報告

㉕ グランドスラム東京2016 シンポジウム発表者募集要項

㉖ 各部報告
代表者変更について（徳島県）
第５回柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告
グローバルフェスタJAPAN2016　写真展

会務執行状況 10月～11月

日　整　関　係

平成28年10月

日付	曜日	会　議　等	出　席　者
1	土	江田三男元神奈川県会長叙勲祝賀会	工藤、松岡
3	月	国際部会	
		経理部会	
4	火	部長連絡会議	
6	木	業界説明会（大阪医専）	徳山、川口
7	金	学術部会	
		業界説明会（帝京平成大学）	髙橋
8	土	学術・生涯学習講習会	
9	日	第25回日整全国柔道大会	
		第６回日整全国少年柔道形競技会	
		第40回日整全国柔道大会	
19	水	業界説明会（帝京科学大学千住キャンパス）	金子、深井
22・23	土・日	近畿学術大会奈良大会	工藤、萩原、松岡、安田
23	日	東京都社団設立65周年記念式典	工藤、萩原、松岡、豊嶋
26	水	保険部会（医療課）	
29	土	業界説明会（帝京短期大学）	新井、深井
29・30	土・日	福井県社団設立40周年記念式典	工藤、萩原、松岡、豊嶋

平成28年11月

日付	曜日	会　議　等	出　席　者
2	水	第８回療養費検討専門委員会	
3	木	全国保険部長会議	
6	日	東海学術大会岐阜大会	工藤、萩原、松岡、安田
7	月	業界説明会（福岡天神医療リハビリ専門学校）	松岡、塩川
8	火	業界説明会（信州医療福祉専門学校）	内山、高田
		業界説明会（育英メディカル専門学校）	大藤、田村
9	水	経理部会	
10	木	部長連絡会議	
		業界説明会（前橋東洋医学専門学校）	大藤、田村
14	月	業界説明会（明治東洋医学院専門学校）	増井、布施
15	火	業界説明会（常葉大学）	永田、森上
		業界説明会（近畿医療専門学校）	徳山、川口
16	水	監査会	工藤、内山、寺本、豊嶋、佐藤
17	木	理事会	
19・20	土・日	日本柔道整復接骨医学会学術大会	工藤、豊嶋
21	月	業界説明会（履正社医療スポーツ専門学校）	徳山、川口
		業界説明会（環太平洋大学）	松岡、富岡
		JICA 事業完了報告会	萩原、萩原隆、富永
22	火	日本伝統治療（柔道整復術）普及事業祝賀会	
23	水	第64回全日本産業別柔道大会	
24	木	業界説明会（北信越柔整専門学校）	木山、二ッ谷
26	土	福島県保険研修会	新井
27	日	萩原正和先生 藍綬褒章祝賀会	工藤、松岡、豊嶋
29	火	業界説明会（甲賀健康医療専門学校）	仁科、田中
30	水	業界説明会（山野医療専門学校）	新井、浜口
		広報部会	

※出席者の名前と役職を列記します

工藤……工藤日整会長
萩原……萩原日整副会長
松岡……松岡日整副会長
豊嶋……豊嶋日整総務部長
佐藤……佐藤日整経理部長
安田……安田日整学術部長
萩原隆……萩原隆日整国際部長
大藤……大藤日整理事
富永……富永日整理事
内山……内山日整監事
寺本……寺本日整監事
木山……木山日整相談役
新井……新井情報管理室長

田村……田村群馬県専務理事
髙橋……髙橋千葉県副会長
浜口……浜口東京都理事
吉田……吉田東京都理事
金子……金子東京都理事
深井……深井東京都理事
高田……高田長野県副会長
二ッ谷……二ッ谷石川県副会長
永田……永田静岡県会長
森上……森上静岡県理事
仁科……仁科滋賀県副会長
田中……田中滋賀県理事
徳山……徳山大阪府会長
川口……川口大阪府副会長
増井……増井大阪府副会長
布施……布施大阪府副会長
富岡……富岡岡山県会長
塩川……塩川福岡県副会長

平成28年度日整主催学術大会一覧

地区	担当都道府県	学会名称	開催予定日
関東	（公社） 埼玉県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第39回関東学術大会　埼玉大会	3月12日（日）

周年記念式典の開催日

都道府県	式典名称	開催日・会場
（公社）栃木県柔道整復師会	社団設立40周年記念式典	2月19日（日） ホテル東日本宇都宮

お知らせ

日整主催学術大会動画配信は2016年9月末日をもって終了しました

『声』をお聞かせください

「日整広報Feel！Go！」と名称を変え、フルカラーでスタートして一年になりました。

今後も、組織の活性化と業界発展に尽くす機関誌として成長させていきたいと思います。どうぞFeel！Go！についてご意見、ご希望等、みなさまの『声』をお聞かせください。

宛先　E-mail：kouhou＠shadan-nissei.or.jp　日整広報部
　　Fax　：03-3822-2475　日整事務局

日整広報誌の発行回数が変わりました

タイトルも新たに「日整広報Ｆｅｅｌ！Ｇｏ！」となり
年６回発行から年４回発行へ変更されました（2016年新年号から）

発行予定日	2017年　4月20日　（春　号）　Vol.241	原稿締切　2017年　2月20日
	2017年　8月20日　（夏　号）　Vol.242	原稿締切　2017年　6月20日
	2017年11月20日　（秋　号）　Vol.243	原稿締切　2017年　9月20日
	2018年　1月20日　（新年号）　Vol.244	原稿締切　2017年11月20日

お詫びと訂正

前号、日整広報feel！go！　vol.239　39頁に誤りがありました。
謹んでお詫び申し上げ、訂正いたします。

誤）広報員　平古場一成　→　正）広報員　平古場一也

本当にあった医学論文

著者の倉原優氏は滋賀医科大学にて医学の道を志し、現在、日本呼吸器学会専門医、日本感染症学会専門医として国立近畿中央胸部疾患センターに勤務する内科医です。

医学論文、特にPubMedに収載されている英文の医学論文となると敷居が高く、大学院等でトレーニングを積んだ専門家が、専門領域の研究成果などの報告や情報交換を行う権威あるレポートのイメージから、一般の臨床家には馴染みの薄い分野です。

しかし、本書に紹介されている論文のタイトルは「70年間心臓に残っていた弾丸」や「横行結腸でゴキブリを発見」といった俄（にわか）には信じられない驚きの症例報告から、「床に落ちた食べ物は安全か？－『5秒ルール』の妥当性」、「指の関節を鳴らしすぎると関節炎になる？」といった素朴な疑問を真剣に調査した臨床研究や「直腸マッサージでしゃっくりが止まる!?」のような臨床に役立つかもしれない論文まで、不思議な医学論文79編の要約がダイジェストに紹介されています。

また、とんでもない医学論文の紹介に加え、各章間の「医学論文よもやま話」のコラムも非常に興味深く、特に①「医学論文の捏造」には、STAP細胞問題など近年、医学論文の妥当性が一般のマスメディアに取り上げられることが増えており、論文の捏造が話題になることがあります。これら論文が捏造される背景から社会的影響、防止策まで、分かりやすく解説してあり、医学論文の社会的影響を伺うことができます。また④、⑤の「医学論文の著者の順番」のコラムには、論文の筆頭著者（ファーストオーサー）と共著者の順位のパターンが詳しく解説してあり、欧米と日本の順位の相違については、非常に興味深い内容です。共著者の順番に悩んだ方は、ご参考ください。

これらの「よもやま話」は医療専門職である柔道整復師の先生方にも有益であり、医学論文とは日頃、縁遠い臨床家の先生方にも医学論文や医学研究を身近に感じていただけるきっかけとなるユニークな本です。この本を契機に、特に若い柔道整復師の先生方には医学論文に積極的に関わっていただければと期待します。

なお、「本当にあった医学論文」は続編、続々編と発刊されており、ぜひ、コーヒーブレイクにでもお気軽にお読みいただければと推薦します。

著　者：倉原　優
出版社：中外医学社
定　価：2,484円（税込）

学術部
酒井 重数

「深まる探求心 高まる行動力」をスローガンに

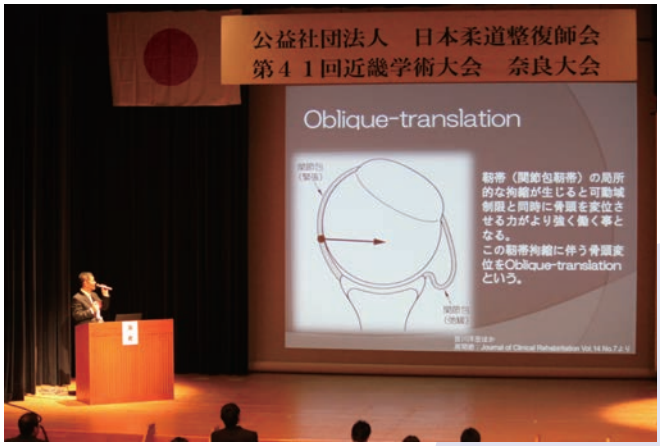

平成28年10月23日（日）、奈良県社会福祉総合センターにて、標記大会が開催された。午後から東京での周年事業出席のため非常に過密なスケジュールの中、工藤鉄男日整会長にご挨拶をいただき、会場は満員の上、立ち見となる聴講者も多い中、特別公演が開始された。

特別講演

特別公演は国立大学法人奈良教育大学保健体育講座学校保健・スポーツ医学研究室教授の笠次良爾先生に「スポーツ現場におけるリスクマネジメント」と題してスポーツ現場で発生する種々さまざまな傷病に対してその予防・対策から発生時の対応に至るまでの具体例を挙げご説明いただいた。スポーツ現場で発生する傷病の重症度と頻度は、スポーツ種目、競技レベル、年齢層などによっても異なり、傷病への備えはどれだけ準備を整えても上を目指せばきりがないとしながらも、災害医療の考え方をスポーツ医療に応用する手法は有用であるとした。救護体制構築の際に、競技団体医療救護指針・規則に加えCSCATTT（C:Command and Control指揮および連携、S:Safety安全、C:Communication情報伝達、A:Assessment評価、T:Triage重症度判定、T:Treatment治療、T:Transport搬送方法）に基づき準備することで、スポーツ現場で発生する重症度の高い傷病への対応が可能となる。また、選手に対して行うリスクマネジメントとして、管理（外から護る）と教育（中から育てる）が重要であるとした。スポーツ選手に対して指導者が直接指導管理を行い傷病発生のリスクを軽減させることと、選手が個々にリスクマネジメントを行えるよう安全に関する知識を教授することで、スポーツ現場での傷病発生頻度はある程度軽減できるという。更に、教育により選手が主体的に自己管理できるようになれば、指導者が管理で護るべきポイントはよりリスクの高い重要な部分に絞り込むことができ、結果スポーツ現場でより効率よくリスクを軽減することが可能であるとした。

奈良マラソンやトライアスロンの救護委員としても活躍される笠次先生が経験された具体例なども詳細にご説明いただいた。我われが柔道整復師としてスポーツ救護を行う際どのような予備知識を持ってどのように準備するべきか、また院内での施術に際しては患者への指導管理、あるいはスポーツ外傷の患者を診る際にリスク軽減のためどのような教育・指導管理を行えばよいかなど、日常の施術や患者との接し方を見直す良い機会となった。また、今年の奈良大会も学術大会を一般公開しており、柔道整復師の学術研鑽だけでなく、一般来場者にも興味の持てる講演内容であった。特にスポーツに携わる人びとにとってのセルフマネジメント（自己管理）に関しては一般来場者にも理解しやすく興味深い内容であったと思われる。

基調講演

引き続き行われた基調講演では、さくらい悟良整形外科クリニック リハビリテーション科科長の榮﨑彰秀先生にご講演いただいた。「肩関節拘縮の運動療法―理学療法士からの視点―」と題して、肩関節に起こる拘縮のメカニズムと拘縮改善のための医学的アプローチを理学療法士の視点から詳しく説明いただいた。肩関節周囲炎のメカニズムとして腱板の機能低下を起因として関節上部にインピンジメントを発生する。それに伴い癒着瘢痕が形成され拘縮が起こるとし、拘縮の原因のほとんどが軟部組織の短縮、癒着、攣縮であると位置付けた。また肩関節の奥で炎症が起きるとその周囲の深層筋に大きく影響を及ぼすことから、治療のターゲットは深層筋になるとした。運動療法においてどこに狙いをつけるかは極めて重要で、ポジション別運動方向により関節運動の制限因子をある程度断定し、運動療法の開始時期、方法、強度、運動方向などを決定していく必要があるとした。更に肩関節拘縮を引き起こす原因の中で治療対象を区別して考える必要があり、その重要な判断基準となる圧痛所見による見分け方を解説した。

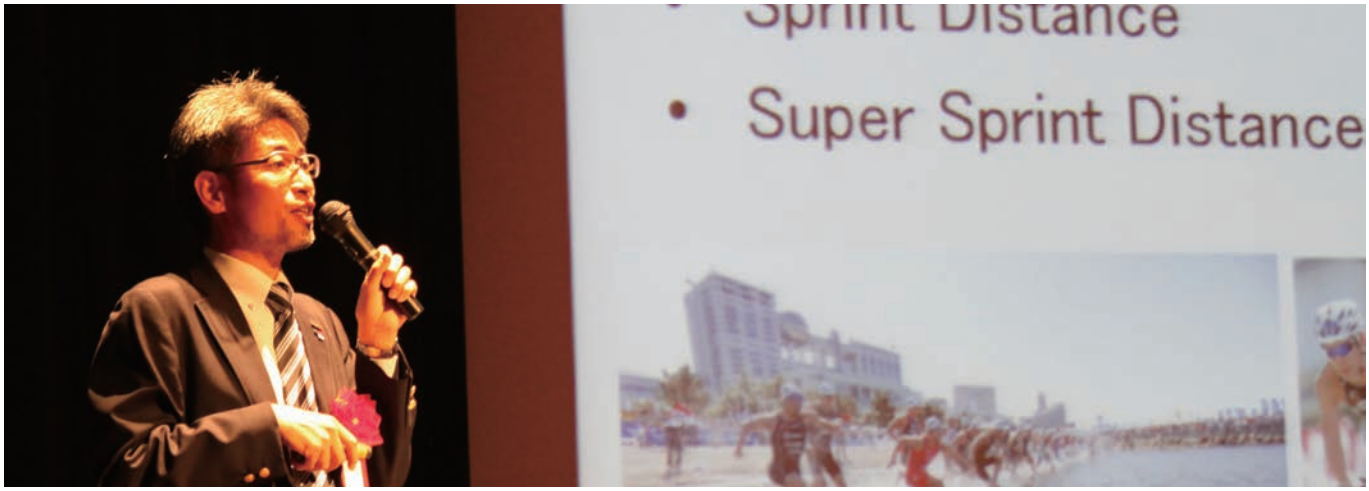

基調講演は肩関節の拘縮改善に特化したテクニカルな内容となり、聴講した柔道整復師にとって明日からの柔整治療の一助となる貴重な講演であった。また、これから臨床現場へ立つ学生たちにとっても柔道整復とは異なる医療現場での傷病の所見、アプローチ方法を知り、将来の臨床現場で役立てることのできる内容であった。

日整活動報告

第１会場では、このほかにも日整保険部の介護課および国際部の活動報告、会員発表なども行われた。介護対策課は地域包括ケアシステムの現状から柔道整復師は何ができるか。また、柔道整復師の介護予防事業の参入状況や今後柔道整復師がどのように介護予防事業に携わっていけるのか、その展望についても報告された。国際部からはモンゴルで2006年～2008年に行われた「日本伝統治療（柔道整復術）普及事業」、2009年～2011年に行われた「日本伝統治療（柔道整復術）普及プロジェクト」の活動報告とプロジェクト終了時評価のための情報収集調査の成果について報告があった。

超音波画像観察

第２、第３会場では学生によるポスター発表と近畿超音波画像観察小委員会による発表がそれぞれ行われた。学生発表では各校とも日頃の学習の成果がうかがえる完成度の高い発表が多く、学生らしい着眼点のユニークな発表も数々見られた。超音波画像観察小委員会では日本超音波骨軟組織学会会長の山田直樹先生による特別講演が行われ、今後の超音波画像診断装置の導入は今後の柔整治療の一躍を担う重要な要素となりうると説明された。更に、超音波画像診断装置を活用してきた事例やその活用方法など実技を交えながら詳細に紹介された。

今回の奈良大会はより広く、より深く学術研究に触れていただき、明日からの柔整治療の糧としていただきたいという思いから、大会開会式を前日に行い、大会当日は講演と発表に重点をおいたスケジュールとした。大会スローガンである“深まる探求心、高まる行動力”の言葉どおり、来場いただいた方々には知識の泉を広げる場として、中身の濃い１日を過ごしていただけたのではないだろうか。また、メインとなる第１会場で日整保険部の介護課および国際部からの活動報告を行うことで、日頃あまり触れられない日本柔道整復師会の活動に触れ、より高い関心を持っていただく良い機会となった。

曇天の中での開催であったが、大会を通して雨に降られることもなく盛会裏に終了することができた。加えて、講演講師の先生方が閉会式終了まで会場に残り、柔道整復師の主催する学術大会を肌で感じていただけたことに深く感銘を受けた大会であった。一昨年までの近畿学術大会とは異なるスケジュールで、新たな試みも取り入れ行われた大会であった。反省点もあったが今後の課題とし、次年度以降の近畿学術大会をより良い大会とできるよう近畿一丸となり努力していきたい。

（広報員　田原　亮）

「フレイルの予防・改善」など学ぶ

平成28年11月６日(日)、午前10時から名古屋市のウィンクあいち大ホールにおいて、主催(公社)日本柔道整復師会、後援、岐阜県・岐阜労働局・岐阜県教育委員会・全国健康保険協会岐阜支部・(一社) 日本柔道整復接骨医学会・(公財) 柔道整復研修試験財団・中日新聞社により標記大会が開催されました。

開会式

学術大会は、松岡保日整副会長による開会の辞により始まりました。続いて会長挨拶で、工藤鉄男日整会長は「厚生労働省に対して、卒業３年間をめどに、しっかりと研修と講習を行うこと。これをもって保険の取り扱いができる管理柔道整復師の要件とする。こういう状況を提案させていただきました」と挨拶されました。

また、主管県である(公社)岐阜県柔道整復師会の鹿野道郎会長は「昨今、一部の柔道整復師による療養費や自賠責の不正請求問題が発端となり、業界全体の社会的信頼は失墜し、ますます厳しい状況となっていることを痛感しております。個々の柔道整復師が勝手な意見や行動をしていては、ますます信頼を失墜させる事態となりますが、個々が自制し、また同じ柔道整復師として団結し、資質の向上を図っていくことが業界の信頼回復には必要であり、公益社団法人日本柔道整復師会また各都道府県柔道整復師会が中心となり進めていかなければならない課題ではないかと考えております」と挨拶されました。

来賓を代表して、米田病院の米田實院長よりご祝辞をいただきました。

特別講演

Ａ会場（大ホール）にて開会式の終了後、特別講演（一般公開講座）として岐阜大学大学院医学系研究科成人看護学分野教授の西本裕先生の「フレイルの予防・改善」－健康行動への働きかけ－と題した特別講演が行われました。

特別講演（一般公開講座）

「フレイルの予防・改善」
―健康行動への働きかけ―

岐阜大学大学院　医学系研究科
成人看護学部　教授　西本　裕　先生

講演の要旨は次のとおりです。

日本は、世界一の長寿国となり、加齢に伴う心身の変化はさまざまな日常生活上の障害を生じ、要介護状態を引き起こす。加齢による変化は、これまで「老衰」、「虚弱」と表現され、不可逆性的な印象があることから、日本老年医学会は「フレイル」とし、介入により心身機能を改善させる可能性が期待できるとした。

フレイルはその要素として身体的フレイル、精神・心理的フレイルに加え、社会的フレイルがある広い概念である。身体的フレイルの原因としてサルコペニア（筋量、筋力減少）、変形性関節症、骨粗鬆症などがあり、これらはロコモティブシンドロームの原因ともなっている。精神・心理的フレイルの原因としては認知機能障害、うつなどがあり、社会的フレイルの原因としては、独居、経済的困窮などが考えられる。

フレイルの予防・改善のために、さまざまなプログラムが提唱され、いずれもその活動の有用性が示されつつある。

フレイルのコンセンサスポイント

１．身体的フレイルを「筋力、持久力、生理機能の減衰を特徴とする複数要因からなる症候群で、身

体的障害や死亡に対する脆弱性が増大した状態」と定義する。

2．身体的フレイルは、運動実践、たんぱく質・カロリーの補充、ビタミンD摂取、多剤併用の減少などによって、予防・改善できる可能性がある。

3．FRAIL scaleなど、フレイルの簡便なスクリーニングテストが開発され、妥当化がなされている。

4．フレイルに適切に対応していくため、70歳以上の人と、慢性疾患によって５％以上顕著な体重減少を有する人は、フレイルのスクリーニングを受けるべきである。

ロコモティブシンドロームの予防

ロコモティブシンドロームの認知度は漸（ようや）く50％を超えているが、まだまだ低い。

運動器とロコモ

あなたの身体を動かす仕組み「運動器」を知っているか。自分の身体を自由に動かすことができるのは、関節、筋肉や神経で構成される「運動器」の働きによるものである。骨、関節、筋肉はそれぞれが連携して働いており、どれか一つが悪くても身体はうまく動かない。運動器の障害のために移動機能の低下した状態を「ロコモティブシンドローム（略称ロコモ・病名運動器症候群）」という。

健康寿命を延ばすことが重要である。脳疾患・サルコペニア・変形性関節症で痛みがあり力がでないと認知機能も低下し社会的ランクが低下する。

痛みがあるから安静を強要するではなく、痛みを抑えて少しでも体を動かすことが大切である。宇宙飛行士の運動を例にとっても、体重が掛かっていることが重要である。関節軟骨は血管がないがどこから栄養を補給しているか、薄い関節を関節液が動くことによって刷り込まれるように吸収する。安静で動かさないより動かしたほうが軟骨に栄養が行くため、他動的に関節運動をしてあげる。また、関節周囲の筋腱も安静をすることにより、柔軟性や筋力が低下して動きが悪くなってくる。筋量が大切で、使わないと使えなくなる。

一つの目安として歩行速度横断歩道を青信号のうちに渡りきれることを目標とする。しかし、渡りきれても取る握力が年齢の平均以下では検査を必要である。早く歩けても筋量減少でロコモティブシンドロームやサルコペニアに移行する可能性が高いからである。骨軟骨関節疾患が出る前に　1、予防（ロコモにさせない）2、早期発見　3、骨折を起こさない、などに注意する。疾患になっても何とかロコモにさせないようにする。

7つのロコモチェック

1、家の中でつまずいたり滑ったりする。2、階段を上がるとき手すりが必要である。3、15分ぐらい続けて歩くことができない。4、横断歩道を青信号で渡りきれない。（秒速1メートル）5、片足立ちで靴下がはけない。6、2kg程度の買い物をして持ち帰るのが困難である。7、家の中のやや重い仕事が困難である。

一つでもあればロコモの心配がある。

●立ち上がりテスト

40cm、30cm、20cm、10cmの台に腰掛けて立ち上がれるか、両足で立てるか。片足で立てるかどうかで､程度を判定する｡(片脚で40cmができた場合？低い台での片脚でテストを行う。・片脚40cmができなかった場合→両脚でテストを行う)

●2ステップステップテスト

このテストでは歩幅を測定しますが、同時に下肢の筋力・バランス能力・柔軟性などを含めた歩行能力が総合的に評価できます。1、スタートラインを決め、両足のつま先を合わせます。2、できる限り大股で2歩歩き両脚を揃えます。（バランスを崩した場合は失敗とします。）3、2歩分の歩幅を測ります。4、2回行って、良かったほうの記録を採用します。5、次の計算式で2ステップ値を算出します。2歩幅（cm）÷身長（cm）＝2ステップ値。もちろん筋力がないとできないが、股関節と膝関節が柔らかくなければできない。男女で違いがある。自分の身長に対して足が進まなくなったことを一つの目安となる。

●ロコモ度テスト（ロコモ25）

ここ1ヶ月の間に、からだの痛みや日常生活で困難なことはありませんでしたか？25の質問に答えてもらいロコモ度を調べてより詳しく調べる方法がある。そして早期発見、早期治療対処が大切である。

●「ロコトレ（ロコモーショントレーニング)」

1、「片脚立ち」バランス能力をつけるロコトレ。左右1分ずつ1日3回行う。2、「スクワット」下肢筋力をつけるロコトレ。深呼吸をするペースで5～6回繰り返す。1日3回行う。3、「ヒールレイズ」

ふくらはぎの筋力をつける４、「フロントランジ」下肢の柔軟性、バランス能力、筋力をつける。

鹿野道郎会長の謝辞をもって講演は終了しました。

会員研究発表

Ａ会場（大ホール）において午後の部では、会員研究発表が８題ありました。

Ａ－１　肩関節可動域制限に関する調査
西田　修（岐阜県）

Ａ－２　急性腰痛における仙腸関節のかかわり
野堂　慎之介（服部整形外科）

Ａ－３　腓骨筋腱脱臼
～手術までスポーツを続けるためのテーピング方法～
渡邉　周（三重県）

Ａ－４　スポーツ中に発症した第１肋骨骨折と大腿骨小転子骨折の２例
大橋　洋介（服部整形外科）

Ａ－５　接骨院における膝関節痛患者の足と靴サイズに関する検討
植松　佑介（静岡県）

Ａ－６　末梢神経障害に対する筋電図検査の有用性について　～手根管症候群を中心として～
久野　修平（米田病院）

Ａ－７　アキレス腱断裂の難治性の１症例
鎌田　雅祐（愛知県）

Ａ－８　当院における成長期腰椎分離症の取り組み～早期対応の重要性と被ばく線量低減への取り組み～
藤田　秀和（米田病院）

日整介護セミナー

日整保険部介護対策課の川口貴弘先生による日整介護セミナー「2016・柔道整復師と介護保険について」－柔道整復師の地域包括ケアシステムへの貢献－今後、柔道整復師が介護保険制度の中で、どのように参入していくことができるかについて講演していただきました。日整介護セミナーを受講することで、介護予防認定柔道整復師更新点数５単位が加算されました。

学生研究発表

Ｂ会場（小ホール１）において、柔道整復養成学校（大学、専門学校、専修学校）による口頭発表（５題）の発表がありました。

閉会

早朝からＡ会場（大ホール）は、多くの聴講する人でいっぱいになりました。会員はもとより学生も、熱心にメモを取る姿が多く見受けられました。講演や研究発表は１日続き、学術大会は盛会のうちに終了いたしました。最終的に会員と学生を含めた753名の出席でした。東海４県の内訳は、愛知県187名、岐阜県85名、三重県46名、静岡県34名、学生380名でした。更には、日整関係者が20名、和歌山県からも１名出席してくださいました。

最後に来年度の東海学術大会の主管県である（公社）三重県柔道整復師会の伊藤宣人会長による閉会の辞により無事終了しました。

（広報員　武藤　賢和）

日整HP「インフォメーション」からご覧いただけます

Information

http://www.shadan-nissei.or.jp/info/index.html

インフォメーション
のHPはこちら

全国の公開講演会・学術大会・公益ボランティア活動報告

国民のため、地域住民のため、患者さんのため公益活動をしてまいります

都道府県名	開催年月日	事業名・URL
北海道	平成28年 10月30日(日)	一般公開講座　北整特別学術講演会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/ 1 /1.pdf
	10月30日(日)	災害時救護活動講習会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/ 1 /2.pdf
千　葉	平成28年 7月1日(金)	介護予防・日常生活支援総合事業に参画 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/12/1.pdf
	8月28日(土)	第37回九都県市合同防災訓練　千葉県会場 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/12/2.pdf
	10月9日(日)	第25回日整全国少年柔道大会　全国優勝2連覇！ 第40回日整全国柔道大会　全国優勝！ http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/12/3.pdf
	10月16日(日)	平成28年度学術講演会　学術研究発表会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/12/4.pdf
	10月20日(木)	成田国際空港・航空機事故消火救難総合訓練に参加 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/12/5.pdf
石　川	平成28年 10月16日(日)	野々市じょんからの里マラソン大会　ケアサポート http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/19/1.pdf
	10月23日(日)	金沢マラソン2016ケアサポート http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/19/2.pdf
滋　賀	平成28年 12月4日(日)	平成28年度近畿少年柔道合同練習会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/25/1.pdf
京　都	平成28年 9月18日(日)	公益社団法人京都府柔道整復師会・京都医健専門学校合同勉強会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/26/1.pdf
大　阪	平成28年 4月16日(土) 17日(日)	「第11回関西惑ラグビーフットボール大会」救護活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/30/1.pdf
	5月1日(日)	わんぱく相撲大阪市大会救護活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/30/2.pdf
	10月30日(日)	第6回大阪マラソン　ランナーサポート http://www.shadan-nissei.or.jp/info/240/30/3.pdf

※「日整フォーラム（都道府県だより）」は名称を「インフォメーション」に変更しHPに移動しました。

日整文芸

（作品は1人3首〈句〉までといたします）

【短　歌】

福岡県　山下　智章

日の神の矛弓剣大宰府に
二組有りて知慧を授けし
平安の絵巻のような雲と成り
曲水の宴八重乃梅垣
大宰府の冬の店先媼居り
足止め戻り梅ヶ枝餅買う

【俳　句】

群馬県　鈴木　乗風

賀客（がきゃく）
番鳩舞ひたつ毛野の初日かな
畏（かしこ）みて賀客となるや孫七人
初茜谷の瀬音の澄みわたる

長野県　根橋　平八

天竜水の流れに諏訪湖かな
忘れ行く新嘗祭ぞ尊とけれ
庭さきに寒げに鳴ける雀かな

福井県　田上　滋良

七草粥
役に立つ人で生きたし去年今年
悴めばもはや自分の指で無し
七草粥元の静けさ向い膳

【川　柳】

北海道　阿部　篤夫

吹雪朝厳しい家業往診へ
北四島道筋付けた安倍総理
寒風にカケスひょっこり庭におり

石川県　東　勝一

エコタイヤ寿命2倍で燃費よし
同窓会来ない人には何がある
イチローの努力の姿見ましたよ

〈一般投稿〉

【短　歌】

奈良県　長谷川　治三郎

時
堀わりや柳水面（やなぎみずも）に影落す
影色の形古風を知るや
野々花は季節に咲ぬ変らずに
大地に生きて時を知らすや
秋野原白穂ゆれるや風にのり
とこえとも運びいるかな

「日整文芸欄では一般の方々からの投稿を募集しております」

広報部

日整文芸は、会員の方に加え、一般の方々からも「短歌」「俳句」「川柳」を募集します。一般の方の投稿は、日本柔道整復師会会員を通じて、都道府県名、紹介会員名および連絡先、作品提出者名を明記の上、ご応募してください。

日整文芸を通じて読者の皆様とよい交流の場となればと願っております。

作品は会員と同じく１人３首〈句〉までといたします。多くのご応募をお待ちしております。

宛　先　〒110-0007　東京都台東区上野公園16番９号
公益社団法人　日本柔道整復師会広報部
TEL：03-3821-3511　FAX：03-3822-2475
E-mail：kouhou@shadan-nissei.or.jp

四　季　の　風

「前前前世」の伝統を「後後後世」へ…

明けましておめでとうございます。全国会員の皆様方には、心新たに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、世界中の社会情勢不安を反映したのか、英国のEU離脱を皮切りに、米国でのトランプ大統領選出、イタリア国民投票敗北を受けたレンツィ首相退任など、世界では予想外の展開が相次ぎ、為替市場も円高株安が一転、予想を反した大幅な円安傾向となりました。

本邦の経済情勢も依然先行き不透明で、規制緩和による非正規雇用の増加に伴った格差社会の拡大により、食事も満足に摂れず苦しむ子供たちが増加している中、我われ柔道整復師業界では、平成10年の福岡地裁判決後の規制緩和により日本全国に養成校が急激に増加したことで有資格者が急増し、会員の売上減少に繋がりました。また、柔道整復教員不足等による柔道整復師の質とモラルの低下を招きました。

その改善を目指して、昨年より柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会が厚生労働省・医政局所管の下、柔整教育改革の検討が行われてきました。その結果、国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するため、養成校における総単位数の大幅な引き上げ等、カリキュラムの大幅な改善が設定されました。一方、療養費検討専門委員会では公的審査会の権限強化等の制度改革についてはロードマップを作成し実施に向かうこととなり、柔整改革の大きな大きな第一歩を踏み出したと実感しております。

また、昨年11月には、「山・鉾・屋台行事」が、ユネスコの無形文化遺産に登録され、日本の伝統への注目度が更に高まる中、日本柔道整復師会のODA（政府開発援助）とJICA草の根技術協力事業「日本伝統治療（柔道整復師）普及事業」が高く評価され、モンゴル国立医療科学大学・伝統医療セラピー科の新設が、同11月に都内で正式に報告されたことで、日本の伝統行事とともに「Judo therapy」が世界への飛躍を遂げたことは大変喜ばしく、夢ある若い先生方には、世界で活躍する基盤となることと大いに期待しております。

君の「前前前世」から伝わる日本の伝統医療・柔道整復術が「後後後世」まで引き継がれ、世界中の医療従事者が憧れる「聖地」となりますように…

広報部長・森川伸治

平成29年1月20日発行
公益社団法人　日本柔道整復師会
〒110-0007 東京都台東区上野公園16−9
電 話 (03)3821-3511（大代表）

発 行 人　工 藤 鉄 男
編 集 者　森 川 伸 治
制作・印刷所　東京リスマチック株式会社

国民年金基金は公的な年金制度であり

☆掛金は**全額「社会保険料控除」**の対象となり
所得税や**住民税**が**軽減**されます。

☆受け取る年金にも、**「公的年金等控除」**があり、
大変有利な扱いとなっています。

税金がこんなに有利！

掛金を収めているときは

掛金は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税が軽減されます。

掛金が年額457,560円の方で課税所得が500万円の35歳0月の男性の場合（年金月額6万円で加入した場合）

1口目A型（12,710円）、2口目以降A型に4口（6,355円×4口）加入した場合

- **●年間の掛金** …… 457,560円×（所得税率20.420%＋住民税10%）＝**139,190円軽減**
- **●実質の負担**（年間）… **318,370円**になります。

所得税率表

課税所得額	195万円以下	195万円超～330万円以下	330万円超～695万円以下	695万円超～900万円以下	900万円超～1,800万円以下	1,800万円超～
税率	5.105%	10.210%	20.420%	23.483%	33.693%	40.840%

※住民税は一律10%です。

65歳から年金を受け取るときも

公的年金等控除の対象となりますので、年金以外に収入がない場合、お一人おおむね158万円までは、税金がかかりません。

	国民年金（年金月額）約6.5万円	＋ 国民年金基金（年金月額）6万円	→ 年金額 約150万円（12.5万円×12カ月）	公的年金等控除 120万円	基礎控除 38万円	＝
夫						税金がかかりません
妻						税金がかかりません

課税所得がありません

※国民年金の年金額6.5万円は、20歳から60歳までの40年間、保険料を納付した時の金額です（平成27年度満額）。
※国民年金基金の年金月額は、夫婦とも35歳0月で1口目終身年金A型、2口目以降終身年金A型4口の場合です。

【年金額・掛金額例】1口目A型の場合（月額）

	加入時年齢	年金月額	掛金月額
男性	25歳0月	20,000円	8,370円
	30歳0月	20,000円	10,170円
	35歳0月	20,000円	12,710円
	40歳0月	15,000円	12,405円
	45歳0月	15,000円	17,235円
	50歳0月	10,000円	17,940円

	加入時年齢	年金月額	掛金月額
女性	25歳0月	20,000円	9,780円
	30歳0月	20,000円	11,880円
	35歳0月	20,000円	14,850円
	40歳0月	15,000円	14,490円
	45歳0月	15,000円	20,115円
	50歳0月	10,000円	20,930円

※加入の型などお悩みでしたら、ご希望に合うマイプランをお作りすることも可能です。お気軽にお問合せください!!

お問い合わせ
日本柔道整復師国民年金基金　☎0120-305205
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-22-8 イイヅカビル8階　☎03-3253-0701　FAX 専用 ☎0120-505405
ホームページ　http://www.juuseikikin.or.jp

日本柔道整復師 協同組合員 のみなさまへ

毎月ご加入できます！

日整協同組合 「新・柔道整復師賠償保険制度」は
「鍼灸師賠償」がオプションとして加入できます！！

「新・柔道整復師賠償保険」では、「柔道整復師業務」の賠償事故だけでなく、任意オプションで
「鍼灸師などの業務」「日常生活」「個人情報漏えい」の賠償事故も補償できます！！

基本プラン ＋ **任意オプションプラン**（任意に1つからでも選択できます）

「基本プラン」は以下による賠償事故を補償します！

- 「柔道整復師業務」（柔道整復師特約）
- 「院内施設の不備」（施術所危険担保追加条項）
- 「自由・名誉の侵害、プライバシーの侵害」（人格権侵害担保条項）
- 「院内施設でのケガ見舞金」（傷害見舞費用担保追加条項）

「任意オプションプラン」は以下による賠償事故を補償します！

＋

- ①「鍼灸師などの業務」（はり師、きゅう師 あん摩・マッサージ・指圧師特約）
- ②「日常生活」（個人賠償責任保険）
- ③「個人情報漏えい」（個人情報取扱事業者保険）

＊「任意オプションプラン」だけでのご加入はできません。必ず「基本プラン」とのセットでのご加入となります。

総合補償制度（所得補償・医療補償等）

毎月ご加入できます！

病気・ケガ・交通事故による所得減・医療費等をトータルで補償します！！

（所得補償保険、新・団体医療保険※、交通事故傷害保険）
32％割引！
（団体割引20％＋過去の損害率による割引15％）
※医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険

日整協同組合ならではの割引です！

（団体長期障害所得補償保険）
20％割引！
（団体割引20％）

ご契約の際、被保険者数が1,000名未満もしくは5,000名以上になった場合、保険料が変更となります。
この内容は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店にお問い合わせください。

＜引受保険会社＞
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
〒160－8338　東京都新宿区西新宿1－26－1
団体・公務開発部　第二課
（TEL）03－3349－5402　（FAX）03－6388－0161
受付時間　平日／午前9時から午後5時まで

＜取扱幹事代理店＞
アームリンク　株式会社
〒371－0844　群馬県前橋市古市町1－43－6　真塩ビル2F
（TEL）027－255－3233　（FAX）027－280－4659
受付時間　平日・土曜　午前9時から午後5時まで

SJNK15-18076 (2016.03.03)

SOMPO ホールディングス　保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜

保険の先へ、挑む。

変化の時代にも、揺らぐことのない確かな明日をお届けしたい。その想いをカタチにするために、私たちは進化します。お客さまの「安心・安全・健康」な暮らしをひとつなぎで支えるグループへ。保険の先へ、挑む。

日本の「損保」から、世界で伍していく「SOMPO」へ。

損保ジャパン日本興亜はSOMPOホールディングスの一員です。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
〒160-8338　東京都新宿区西新宿 1-26-1
Tel.03(3349)3111　http://www.sjnk.co.jp

公益社団法人 日本柔道整復師会の皆さまへ

MS&AD
三井住友海上

日本柔道整復師会総合賠償保険

＜柔道整復師特別約款・施設所有（管理）者特別約款＞

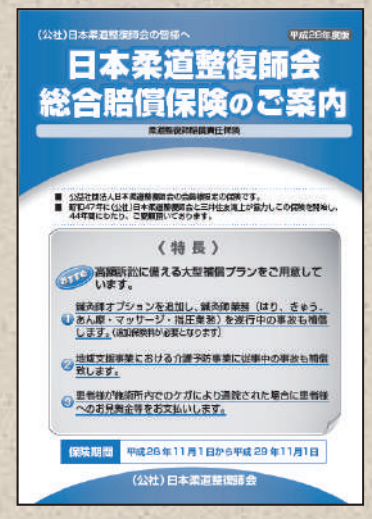

昭和 47 年より日本柔道整復師会の会員の皆さまを柔道整復業務にかかわる事故からお守りしています。

保険期間：毎年 11 月 1 日から 1 年間（中途でもご加入頂けます）

【特徴】

- 日本柔道整復師会と三井住友海上とが会員の皆さまのために開発した保険です。
- 地域支援事業における介護予防事業に従事中の事故も補償いたします。
- 患者様が施術所内でのケガにより通院された場合の患者様へのお見舞金等も補償いたします。
- 鍼灸師オプションを追加する事で、鍼灸師業務（はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧業務）を遂行中の事故も補償いたします。（追加保険料が必要となります）

団体長期障害所得補償保険（GLTD）・所得補償保険

最長 70 歳まで病気・ケガでの休業による収入減を補償いたします。

保険期間：毎年 8 月 1 日から 1 年間（中途でもご加入頂けます）

【特徴】

- 業務中・業務外を問わず病気・ケガで就業不能となり、休診された時の収入を補償します。
- 保険料はそれぞれ下表の割引が適用されており、個人でご契約されるよりお得です。

保険種類	団体割引率(注1)	損害率による割引(注2)	合計割引率
団体長期障害所得補償保険（GLTD）	15%	—	**15%**
所得補償保険	20%	40%	**52%**

（注１） 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
（注２） 損害率により、毎年割引率が見直しされます。
上記割引率は平成２８年８月１日に保険期間を開始した契約のものです。

※この内容は保険の特徴を説明したものです。詳しい内容については、専用パンフレット「日本柔道整復師会総合賠償保険のご案内」「日本柔道整復師会団体長期障害所得補償保険（GLTD）・所得補償保険・団体総合生活補償保険（MS&AD 型）のおすすめ」をご参照いただくか取扱代理店または三井住友海上の営業店にお問い合わせください。

＜団体窓口＞
公益社団法人日本柔道整復師会 事務局 TEL:03-3821-3511

＜引受保険会社＞
三井住友海上火災保険株式会社
広域法人部営業第一課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1
TEL:03-3259-6692 FAX:03-3259-7218

＜主要取扱代理店＞
株式会社ウーベル保険事務所
〒104-0041 東京都中央区新富 2-4-5 ﾆｭｰ新富ﾋﾞﾙ 8F
TEL:03-3553-8552 FAX:03-3553-8553

B16-100692 使用期限 2017 年 8 月 1 日

レセコンを単なる保険請求ソフトだと思っている方へ

一歩先を行く接骨院業務ソフトが誕生。

自費メニュー、日々の経過の入力、担当者別の管理、
レセプトチェック機能など接骨院様の声を反映しました!!

接骨院経営支援基本システム　ホネット

HONET.

新機能満載！HONETの特徴！

- プログラムは自動更新で手間いらず。常に最新状態でご利用いただけます。
- 負傷原因、長期理由の入力漏れなどは2重でレセプトチェックします。
- オプションのレシートプリンターで様々な領収証が印刷できます。

HONETのレンタル契約のメリット

- レンタルはリースのように5～6年間というような長期契約のリスクがありません。
- 法令改正に伴うソフトのプログラム修正もレンタル料に含まれます。
- 休業時や廃院時には支払いをストップでき、リースのように残債もありません。

親切丁寧な説明 安心のサポート体制

- 毎月1日～6日までの間は夜21:00まで電話サポートを延長します（一部例外あり）。
- インターネットを通してオンラインで画面を共有し、迅速に問題が解決できます。
- 導入時や初めてのレセプト作業など親切丁寧にご説明いたします。

MEDICAL SYSTEM

株式会社 メディカル システム

本　　社／〒921-8064 石川県金沢市八日市5丁目439　TEL076-269-2002　FAX076-269-2208
北陸営業部／〒921-8064 石川県金沢市八日市5丁目439　TEL076-269-2206　FAX076-269-2208
東京営業部／〒108-0014 東京都港区芝5丁目29-20　213号　TEL03-5439-4430　FAX03-5439-4431
名古屋営業部／〒453-0016 名古屋市中村区竹橋町20-18　TEL052-453-5200　FAX052-453-5203
新潟営業部／〒950-1106 新潟市西区ときめき西2丁目2-1　TEL025-374-7301　FAX025-374-7301

お問い合わせ･お申し込みはフリーダイヤルで

0120-00-1552

ホームページもご覧ください ▶ http://www.medicalsystem.co.jp

メディカルシステム　検索

VIEWFIX

マルチ　吸引　温熱　LED

筋膜リリース!!

VIEWFIX 施術とは、筋膜を緩め癒着を改善することが可能です。吸引モードとマルチ温熱を使うことによって筋膜の委縮・癒着を改善したり、圧力により血流やリンパの流れを促進し、筋膜を正常な状態に戻すことでこりや痛みの改善を促進します。

【仕様】 電源：AC100V、50/60Hz　LED：RED 640 nm　バキューム：MAX 540 mmHg
バキュームモード：連続モード / 2 パルスモード　付属品：3 プローブ / ホース
ディスプレイ：タッチ式　Size：W370 x D145mm (本体のみ)　重量：8kg

SEIKOSHA
Innovative Republic
株式会社　誠鋼社

〒101-0061
東京都千代田区三崎町 2-7-6 浅見ビル 3F
TEL. 03-3234-1039
http://www.seikosha-net.co.jp/

www.comfortlab.jp

Foot Navi

SIZE サイズ　PLANTAR PRESSURE 足底圧　BALANCE 重心

同時に計測できる！

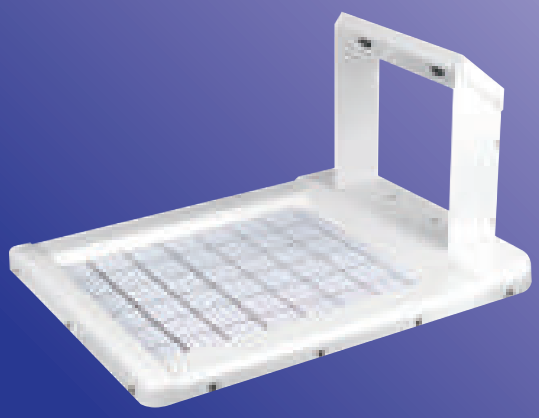

カメラと足底圧センサさらに推奨インソールのアプリケーションを搭載した判定システムです。

Foot Navi は本体をパソコンに接続することによって、足の圧力を計測することができ、その結果によって正確な足サイズと足の状態を判定することができるシステムです。計測データをもとに最適なインソールを選定し、快適な歩行環境を作り出します。

◆ Foot Navi で判る足の状態（一例）

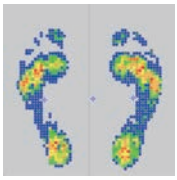

理想的な圧力分布
圧力バランスが均等で、尚且つ重心バランスの良い足。

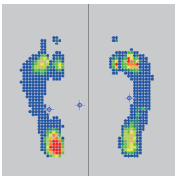

外反母趾
親指が小指側に変形し「く」の字になる状態。親指付根に強い圧力が見られる。

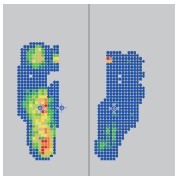

扁平足
足裏に土踏まずのない状態。アーチがつぶれ足裏全体が地面にくっついている。

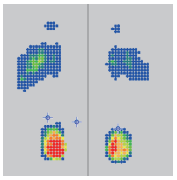

ハイアーチ
土踏まずが極端に上がりすぎて甲高な状態の足。足の中心が無圧で映らない。

株式会社 COMFORT LAB　〒577-0011　大阪府東大阪市荒本北 1-4-17　TEL06-6748-1555 ／ FAX06-6748-1556 ／ URL www.comfortlab.jp
copyright © 2016 comfortlab.Ltd Al lright reserved.

笑顔を、まもる。

「最高品質の安心とサービスをご提供することで、お客さま一人ひとりの輝く笑顔を見守りつづけたい」
これが損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の想いです。

損保ジャパン日本興亜
ひまわり生命

＜お問い合わせ先＞
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 群馬支社
〒371-0023　群馬県前橋市本町1-4-4 損保ジャパン日本興亜前橋ビル7階
TEL 027-223-5126 FAX 027-223-5136

＜本社＞〒163-8626
東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
TEL 03-6742-3111（代表）
〈公式ウェブサイト〉 http://www.himawari-life.co.jp

伝統と歴史を刻み、進化する未来へ。

呉竹学園は、
今までも、これからも、
時代に適応した人材を育成し、
社会に貢献する努力を続けます。

学校法人
呉竹学園
Established 1926

http://www.kuretake.ac.jp/

東京医療専門学校

〒160-0008 東京都新宿区三栄町3 TEL:03-3341-4043

伝統医療と現代理論の融合。

東京医療専門学校は、十分な知識・技術を持った上で
柔軟な思考のできる懐の深い医療人の育成を目指します。

呉竹鍼灸柔整専門学校

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-7-24 TEL:045-471-3731

社会の信頼と尊敬を得る医療人の育成。

呉竹鍼灸柔整専門学校は、人格形成に力を注いだ教育により
社会の信頼と尊敬を得る医療人を育成します。

呉竹医療専門学校

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-185-1 TEL:048-658-0001

社会ですぐに活躍できる“あなた”になるために。

医の東西を問わず十分な知識と技術を備え、
全人的医療を施すことの出来る医療人を育成します。

医療人の原点へ
現代医療の未来へ

TAU 東京有明医療大学

■ 保健医療学部（鍼灸学科／柔道整復学科）
■ 看護学部　　（看護学科）

附帯教育 ※保健医療学部のみ

（公財）日本体育協会公認AT適応コース　アスレティックトレーナーコース
（公財）健康・体力づくり事業財団 健康運動実践指導者養成校　健康運動実践指導者コース

■ 大学院

- 保健医療学研究科　博士前期課程／博士後期課程
- 看護学研究科　　修士課程

〒135-0063 東京都江東区有明２丁目９番１号　Tel.03-6703-7000
りんかい線「国際展示場」または「東雲」駅より徒歩13分
ゆりかもめ「有明テニスの森」駅より徒歩10分

http://www.tau.ac.jp

厚生労働大臣認定・指定

日本鍼灸理療専門学校
日本柔道整復専門学校

■ 本科 鍼灸あん摩マッサージ指圧科（昼３年・夜３年）
■ 専科 鍼灸科（昼３年・夜３年）
■ 柔道整復科（昼３年・夜３年）

附帯教育

（公財）日本体育協会公認AT適応コース　アスレティックトレーナー専攻科

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20番１号　Tel.03-3461-4787
「渋谷」駅 南改札西口より徒歩５分

http://www.hanada.ac.jp

オリジナルグッズを作成しませんか？

少部数で作成できます！

応援アイテムもオリジナルで！

- 垂れ幕・横断幕
- タトゥーシール
- うちわ

教室・イベントのご案内に！

- パンフレット
- ポスター
- チラシ

大会の思い出を残すなら！

- オリジナル フォトカレンダー
- オリジナルアルバム

■印刷のご依頼は、下記までお気軽にお問い合わせください。

東京リスマチック株式会社
なんでもご相談窓口
「プリントデスク」 0120-269-132（プロ級 インサツ）
［窓口受付時間］平日(月～金)9:00～17:00
E-mail：support@lithmatic.co.jp

リスマ　印刷　検索

日本創発グループ
JAPAN CREATIVE PLATFORM GROUP

柔道整復師向けレセプト発行システム

三四郎くんは、
日本全国で最も多く使われている
接骨院・整骨院専用のレセコンです！

※一部ご希望に添えない場合があります。

▲ 傷病通院入力画面
◀ 保険証入力画面

オプションでさらに便利！

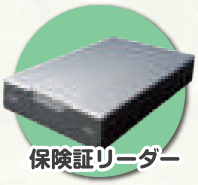
保険証リーダー

サーマルプリンタ

バーコードシステム

使い勝手の良い操作性はもちろん、療養費改正等の保険改正にすばやく対応。
迅速サポートでご好評を頂いている『三四郎くん』は、常に進化を続ける信頼と実績の事務管理ソフトです。

超音波画像観察装置 ラインナップ

骨・軟骨・筋・腱・靭帯などがリアルタイムに観察できます。

Viamo Limited Edition

医療機器認証番号：
第 226ABBZX00136000 号
販売元：東芝メディカルシステムズ株式会社

ARIETTA Prologue SE

医療機器認証番号：
第 227ABBZX00109000 号
製造販売元：株式会社日立製作所

HS-2200

医療機器認証番号：
第 225AHBZX00034 号
製造販売元：本多電子株式会社

その他、様々な機種を取り揃えております。

株式会社 エス・エス・ビー

WEB | http://www.sanshiro-net.co.jp

本　社 | 〒305-0853　茨城県つくば市榎戸748-2 沼尻産業ビル
TEL 029-839-0346　/　FAX 029-838-0874

営業所 | 札幌、青森、仙台、北陸、北信越、名古屋、関西、中国四国、福岡、鹿児島

最新柔整情報が読める！！柔整ホットニュース
▶▶▶ http://www.jusei-news.com

Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as wells as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限りない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名誉を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。

2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。

3、相互に尊敬と協力に努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。

4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。

5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。